令和８年第３回隠岐の島町議会定例会会議録（第７日目）

開　議　宣　告　　令和８年９月１５日（火）９時２８分

○ 出席議員

１番	松　山　　貢	６番	牧　野　牧　子	１１番	安　部　大　助
２番	村　上　　一	７番	齋　藤　則　子	１２番	前　田　芳　樹
３番	西　村　万里子	８番	村　上　謙　武	１３番	石　田　茂　春
４番	脇　田　千代志	９番	菊　地　政　文	１４番	髙　宮　陽　一
５番	山　田　浩　太	１０番	西　尾　幸太郎		

○ 欠席議員　　１０番　西尾　幸太郎（午後のみ欠席）

○ 地方自治法第１２１条の規定により出席した者の職氏名

町長	池　田　高世偉	水産振興室長	木　瀬　高　宏
副町長	大　庭　孝　久	建設課長	岸　本　則　和
教育長	野　津　浩　一	都市計画課長	石　田　　傑
総務課長	宇　野　慎　一	環境課長	原　　秀　人
危機管理室長	柳　原　　潔	エネルギー対策室長	野　津　寿　天
地域振興課長	橋　本　博　志	国民スポーツ大会推進課長	田　崎　幸　雄
財政課長	池　本　繁　樹	上下水道課長	藤　田　将　之
施設管理課長	堀　川　秀　樹	布施支所長	坂　本　　忠
税務課長	島　根　美　香	五箇支所長	石　橋　忠　夫
町民課長	和　田　美由貴	都万支所長	近　藤　勝　志
保健福祉課長	中　村　恒　一	中出張所長	黒　川　直　照
住民福祉担当課長	茶　山　　宏	総務学校教育課長	金　井　和　昭
商工観光課長	藤　野　　一	社会教育課長	砂　川　祐　一
農林水産課長	曽我部　一　彦	中央公民館長	藤　田　留　美

○ 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田　中　　挙	事務局長補佐	前　田　静　香

議事の経過

○議長（　安　部　大　助　）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（　開　議　宣　告　　9時２８分　）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 １．諸般の報告

諸般の報告を行います。

お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、提出団体等の確認のため継続審査としておりました請願につきまして､所管の常任委員会へ付託することといたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日 程 第 ２．一般質問

一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行財政全般にわたり、執行機関に対し疑問を質し、所信の表明を求めるものであります。

単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度内容等の説明を求めるものは控えていただき、併せて要望やお願い、お礼の言葉を述べることも慎んでいただきたいと思います。

また、再質問は簡明に行い、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位には、よろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、１４番、髙宮陽一議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

髙宮議員。

○１４番（ 髙 宮　 陽 一 ）

改めましておはようございます。早速ですけども、一般質問を行いたいと思います。

本町の教育行政について、特に、先般の住民説明会で説明された隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画について、３点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

私は、池田町長が前回の町長選挙の際に言っていた郡部の振興策には特に力を入れたいという思いが伝わってこないことから、昨年12月定例会で、郡部の地域振興策について町長の本気度を伺い、ある程度理解していたつもりであります。

しかし今回策定されました基本計画は、その思いに全く逆行していると言わざるを得ない計画だと思っています。

質問の前に、少し今日までの経過を振り返ってみたいと思いますが、このたびの計画は、平成28年に策定をした適正化基本計画が、本年８年度で期限切れとなるため、令和９年度から今後10年間の隠岐の島町立小中学校の教育環境基本計画を策定するとの報告を受けました。規模適正化計画というのを名称変更し、教育環境基本計画としたことで、隠岐の将来を担う子供たちの学校教育を含めて、総合的な教育環境が検討され計画が出来上がるものと期待をしておりましたが、残念ながらそのような状況でございます。

各家庭に配布をされました計画案の概要版を拝見をし、また、７月30日に所管の常任委員会で計画の説明を受けましたが、期待していた内容には程遠く、非常に残念な思いでありました。

そして、８月22日からは小学校区７か所で住民説明会が開催され、町民の皆さんからどのような意見が出されるのか、今後の参考とするために、７か所全ての説明会に参加してまいりました。参加者の皆さんから出された疑問や意見については、既にご承知のことと思いますが、私が想定していたとおり、本計画に賛成反対というよりも、たくさんの疑問、意見、質問が参加者の皆さんから出されましたが、私たち教育民生常任委員会でも指摘してきたような疑問や質問がほとんどではなかったかなと、このように感じております。

今までの教育民生常任委員長でも報告を申し上げているように、まず策定スケジュールについては、計画を策定をしてから住民説明会をするのではなく、まずアンケート調査や住民との意見交換をしてから策定作業をすべきではないか。このようにも指摘をいたしました。

また、アンケート調査方法についても、ＷＥＢ回答ではなしに、これＷＥＢ回答ですと多くの回答が期待できないとの考え方から、ペーパー方式で回答を求めるべきだと申し上げましたが、これも聞き入れられず、時間的な問題もありましたが、結果、町民対象のアンケート調査は僅か368件の回答にとどまりました。回答の多い少ないは問題ではございませんが、このような重要な計画策定においては、できるだけ多くの町民の皆さんがアンケート調査に

協力をしてほしいという町の姿が感じられなかったことは非常に残念であります。

結果、保護者は446件、町民の皆さんからは368件、合わせて814件のアンケート調査と子供たちのアンケート調査の結果が計画決定の一つの要因とされていることは、これも大きな問題であると思っています。

さらに、策定作業についても、策定委員が先進地などを視察をして策定すべきだと、このようにも申し上げましたが、何ひとつ常任委員会の指摘、意見は参考にされず、大変残念な思いをいたしました。

私たち議員も、教育に関しては専門家でもなく、教育民生常任委員会では、昨年、岐阜県山県市教育委員会を訪問し、先進的な取組を視察し議会本会議でも委員長から報告したとおりであります。私は、都合によって参加はできませんでしたが、後日、報告を受けましたが、山県市の教育長さんの考え方や、教育に対する取組に感動いたしました。

１年前のことですのでもう忘れているかもしれませんが、今日は傍聴の皆さんもおられますので少しだけ紹介をしておきたいと思います。山県市は平成15年に３町が合併した人口２万５千人の市であり、自治体の規模としては人口の多い少ないはありますが、小学校９校、中学校３校の12校があり、複式学級も存在をしております。市教育委員会では、子供の人数の問題ではなく一人一人の子供たちの学びに基軸をおき、多様な学びを選択できる教育学習を整えるために、現有施設の有効活用を基本としていることであります。そして、日常は自分たちの学校で勉強し、体育や音楽は近隣の学校と合同事業を行ったり、５年、６年生の英語は中学校に行って英語専門の先生に教えてもらうことなど、小中一貫教育も取り入れ、合同授業や小中学校が連携をすることで、教員の皆さんも２人体制で授業ができ、また教員お互いの研修もできるということで、教員の皆さんの数を減らすこともなく、多様な学びを保障しているとのことであります。このようなことは本当に本町でも参考にすべきではないかと思うことがたくさんございます。

続いて少し、今回の基本計画の策定過程において私が思ってる疑問点、考え方を少し申し上げたいというふうに思います。

まず、教育を議論をする場合には、教育とは何ぞや何かという視点が重要ではないでしょうか。学校教育が全てではありません。一般的に言われるのは、教育は学校教育であったり、社会教育であったり、家庭教育などと言われております。このたびの基本計画は、学校教育のみを議論した計画にすぎないと思っています。

そして、計画策定にあたっては、まず基本とするのは第三次隠岐の島町教育大綱に基づく

計画であるべきと考えております。今回の計画策定に後にご尽力された総合教育会議、あり方検討委員会、計画策定委員会の皆さんには大変失礼とは思いますが、あえて言わせていただきたいと思います。

まず、あり方検討委員会策定検討委員会についてであります。あり方検討委員会に関する検討委員会の報告書では、いろいろ議論しておりますが、最終的には少子高齢化の状況を考慮し、思い切って小中学校統合することが不可欠ということで、将来の児童数の推移等から数の論理だけでの議論ではなかったでしょうか。

また、調査検討の段階で、教職員の減員等の問題点の意見を出しても、あり方検討委員会の範囲を超えるという理由から協議をされなかったと、このようにも伺っております。

さらに、報告書には適正な学級規模を小学校１学級 20 人以上、中学校 25 人以上とした明確な根拠も説明もございません。そのため、教育委員会でも説明会での質問に対して明確な説明もできず、あり方検討委員会で決定したものとの答弁しかできず、説明会に参加された町民の皆さんは、不満だらけではなかったでしょうか。

また、計画の中に、学校統廃合後の地域振興等については統合に向けて配慮すべき内容としての記述はございます。しかしその内容は、今後検討するということであり、検討して実現するのかしないのか。町民の皆さんは不満、不安でいっぱいだったとこのように考えております。

さらに申し上げますと統合に向けて配慮すべき内容として、保護者、町民の思いを考慮する。二つ目に、安全安心な通学体制の整備をする。放課後の居場所づくりをする。児童生徒への心理的配慮の４点が記載をされておりますが、これらのことについてはわざわざ計画に盛り込むようなことではなく、教育行政として担当している教育委員会で平素から取り組むべき課題であるとこのように考えております。

そして、役場の各部署から選出された策定委員会でありますが、いろいろな立場から、本町の教育のあり方、学校であったり地域であったり、行政であったり、これらについて、総合的に検討されるものとばかり私は思ってました。今日まで、総合的に検討したのかという疑問もございましたが、後日、策定委員会の会議録を拝見させていただきました。それぞれの各部署では、課題の掘り起こし、提案等もされておりますが、大変残念ながら検討している、今後検討が必要、とのことであり、先ほども申し上げたように、検討した結果どうするのかということは明確にすることができてなかったように感じます。住民説明会で町民の皆さんからいただいた意見や教育の現場からの意見もしっかりと検討して、町民の皆さんから

理解の得られるような計画を策定するよう期待するところであります。

最後に教育総合教育会議についてであります。本計画の位置づけとして、隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会の考え方を尊重しながら、その実現に向け、具体的な実施計画として位置づけていると、こういうことです。

ほかに選択肢を示すことなく、あり方検討委員会報告を基本としたことが町民の皆さんに大きな不安を与えたのではないかと思います。委員さんの中には、あり方検討委員会報告には驚いた。20 人という数字を見たとき、様々な疑問も浮かんだなどの意見もあったようですが、結果として、児童数の減少傾向を示す資料を見たとき、あり方検討委員会を承認せざるを得なかったということではなかったでしょうか。

そもそもこれまで、私たち議会には、単なるあり方検討委員会の意見であり、今後参考にするとの説明があったように記憶をしております。あり方検討委員会報告と保護者、町民、僅かなアンケート調査の結果で判断されているようでありますが、隠岐らしい教育環境をもっともっと議論して欲しかったと思います。

私たち議会でも、教育現場で働く皆さんの意見を参考にするために、校長会の役員の皆さんとも意見交換会をさせていただきました。少し紹介をさせていただきます。校長会の皆さんは、本町の各学校では、隠岐らしい教育ができることに誇りを持ち、地域の状況に応じた方針を定め、努力しておられました。

また、目指す子供像の実現にも、小規模校、大規模校、複式学級、これらも通して、それが全てで可能ではないかというようなこと、また学習指導要領が改訂になります。それについての対応の仕方、現場での子供たちを懸命に考えておられました。また、初等中等教育局の教育課程課長の資料の中でも、次の学習指導要領改訂の考え方として、人生 100 年時代となり、技術や知識の激しい変化を上回るスピードで人に投資し続けなければならない。と、このように指摘をし、これから重要視されていくこととして、小規模校、複式学級は、今後必要とされる学びを実現しやすいとしていることも参考にすべきでないでしょうか。

いずれにいたしましても、町部の学校の町民や保護者の皆さんは、学校がなくならないから関心も少ないかもしれません。統廃合される側の地域住民や保護者の皆さん、そして教職員、これから教員を目指そうとしている皆さんには、日常生活や地域活動などに大きな不安を与えてしまっている計画であることは言うまでもありません。

さらに、行政でできないことを地域住民が、児童生徒の健全な成長を願い、学校と一体となって取り組んでいる多くの地域が存在していることも忘れてはなりません。

では少し前段が長くなりましたが、私の考え、今、感じている疑問点などについて申し上げました。それでは、これから、本来の質問に入ります。

本町の現状としては、人口減少、少子高齢化、地域活力の低下、疲弊など、これらの対策が急務であることは申し上げるまでもございません。今回の計画は、これら人口減少、少子化、こどもファーストという言葉を使って、町民の皆さんに理解を求め、判断を迫っているとしか思えませんでした。

また、学校11校が４校になれば、財政負担は少なくなるでしょう。しかし一方で、交付税の減額や教職員、及び家族の減により、人口減少が進み、税収の減、地域での購買力の低下による経済活動への影響は大きな損失となることが想定されますが、その場合のシミュレーション、試算など全く明らかになってなく、説明もできてない。このようなことで計画と言えるでしょうか。学校の役割、家庭の役割、行政の役割など、これらを網羅して検討すべきであると思います。

このたびの計画は、まるで学校統廃合計画としか言いようがございません。

そこで第１番目の質問ですが、本計画と隠岐の島町教育大綱との整合性についてであります。本年２月に策定した隠岐の島町教育大綱の基本目標は、「島を愛し、自ら未来を拓く”隠岐びと”を育てる」として、隠岐びとの心＝隠岐を愛する心としています。そして一つに隠岐を誇りに思う心、二つ目に隠岐を大切にする心、三番目に人を思いやる心、四つ目に島に住んで幸せを感じる心、この４つが記載されています。

この大事な教育大綱の基本目標としている「隠岐びとを育てる」あるいはふるさとを愛するということについて、この度の計画の「めざす子ども像」の中には含まれてないこと自体が、私は大きな問題だと、このように考えます。

これらについて、これを含める考えがないのか総合教育会議の最高責任者である町長の考えを伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

おはようございます。よろしくお願いします。

ただ今の、髙宮議員の「本計画と隠岐の島町教育大綱との整合性」についてのご質問にお答えします。

現在、策定に向けて作業中の「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画」は、本町の教育分野における基本目標・基本方針を示す「隠岐の島町教育大綱」を具現化するための基本計画として、位置づけるものであります。

当然、新たな計画の中では、教育大綱にも触れる必要があると考えておりますことから、策定委員会には、「５つの目めざす子ども像」と「隠岐びとを育てる」ことにつきまして、わかりやすい表現となるよう検討することを指示いたしますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

髙宮議員。

○１４番（ 髙 宮　 陽 一 ）

今、町長から答弁いただきましたが、その言葉を聞いてちょっと安心しました。

町長も知っていると思いますけども、実は、この隠岐の島町の総合教育会議でですね、これ昨年の４月です。町長が冒頭の挨拶で、本年３期目を迎えるにあたり、教育の充実を図るため隠岐びとを守り育てると、こういうことをお話をされております。もう忘れてますかね。

それでですね、やっぱりこの隠岐びと、多分町長が合併の時、平成16年の建設計画にも隠岐びとという言葉を初めて入れて、その思いがずっと隠岐の島町憲章でもそのような形になってきている。そうするとやっぱりこの教育に対するところの、この隠岐びとという言葉を本当に大切にすることではないかと私は思いました。そういうことでこの第１番目のことを、まず基本的な考えとして質問させていただきまして、町長からそういうことでございますので、ちょっと安心をしたところでございます。

次に早速ですけども、２番目の質問に移りたいと思います。２番目の質問は本計画の策定根拠についてでございます。

平成28年策定の規模適正化計画では、特にここんとこ大事だと思いますけども、離島という隠岐の特性、地域性や地理的条件が考慮され、少人数でもやむを得ないとしてきましたが、この計画の何が問題で何を変えなくてはならないのか、こういったことについて、検証、総括をされましたでしょうか。

まずこのことをお聞きしたい。二つ目に、少子高齢化だからという考え方が基本にあるようですけども、この教育行政は人口減少や少子高齢化とは関係なく、やっぱそういう中で子供たちをどう支援をしていくのか、どういう環境をつくっていくのかということが大事であ

ると、このように私は考えます。

そういうことを考えますと、何を変えるかではなく何を残すか、先ほども申し上げました。やはりこの離島という隠岐の特殊性なり、地域性や地理的条件、こういったことも考えながら、隠岐ならではの教育環境をつくる。そして今までやってきた大事なふるさと教育、こういったものをですね、やっぱり残しながら策定をすべきではないかと。このように考えますが、いかがでしょうか。町長の考えを伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、髙宮議員の「本計画の策定根拠」についてのご質問にお答えします。

平成28年８月に策定いたしました隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画では、小学校・中学校とも１学年１学級以上であり、１学級あたりの児童生徒数は、小中学校ともに少なくとも10人程度以上と位置づけたうえで、本町の地域性や地理的条件を鑑み、少人数での存続もやむを得ないとしたところであります。

また、計画の中間年である令和３年８月には、規模適正化検討委員会に対して計画の見直しについて諮問し、令和３年12月に受けた答申の内容に沿って、これまで取組を進めてまいりました。

学校の教育環境につきましては、一概に人数のみで判断すべきではないことは言うまでもありませんが、今後の児童生徒数は当時の予測以上に減少すると考えております。

先般開催いたしました住民説明会で頂戴いたしましたご意見を、策定委員会で整理したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

髙宮議員。

○１４番（ 髙 宮　 陽 一 ）

はい。それでは、次の今回の最大の質問の本丸であります、本計画の再検討と現計画の計画延長についてであります。

教育は１人の人間として、また、１人の町民として保障されるべきであり、数の論理で議論されるべきではないと私は思っています。特に最近では、コロナ感染症以降学校教育も大

きな変化を余儀なくされ、ＩＴ教育の進展により子供たちの生活環境にも変化をもたらしてきていると思われます。そして、その中で子供たちの居場所をどのようにつくるのかという視点が必要であり、山県市のように子供たちに多様な学びを中心とすることが必要だと、このように思います。

本町もその一環として、西郷港周辺の整備事業では海の見える交流館や、各種広場で子供たちの教育環境整備に努力している最中ではございませんか。学校存続は地域活動や地域振興と密接に連携していることは明白であると思います。

はじめにも申し上げましたが、郡部の振興策に特に力を入れたいというその思いがあるなら、今回の計画を本日を再スタートとして再検討することとし、当面、現計画を２，３年延長すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、髙宮議員の「本計画の再検討と現計画の延長」についてのご質問にお答えします。

前回の計画は、本年３月までの計画期間としておりましたが、切れ目のない次の計画を策定することができず、現在は、前回の計画内容に沿って取組を進めているところであります。先ほども申し上げましたが、今後、住民説明会で頂戴いたしましたご意見を策定委員会で整理し、次期計画につきましては、来年３月までに成案にしたいと考えております。

なお、地域の振興策につきましては、学校の再編にかかわらず、今後も取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

髙宮議員。

○１４番（ 髙 宮　 陽 一 ）

はい。皆さんの意見をまた参考にして、しっかりと再検討するということですが、来年３月までに成案を得たいというその計画は分かります。現在の例えば総合振興計画についても確か、第１次計画から第２次計画で若干、間があいたと。こういうことで、その間は第１次の総合振興計画の考え方を尊重しながらやるんだということでした。

ただこの３月までにですね、本当に私はこの成案ができるのかどうなのか大変心配しております。

例えばこの基本的なところで、例えば小学校１学級 20 名以上、25 名以上というこの根拠、これがですね、しっかり明確に説明できるのかできないのかというところは私はまず１番だと思いますよ。町長も、この総合振興計画の中でも何が適正なのか自分は分からないと、このようなことも発言をしておられます。私も 20 人が適切なのか、30 人が適切なのか、５人が適切なのか全然分かりません。ベストという言葉はこういった学校教育には難しいと思いますよ。よりベターな方向を考えるべきではないか。やっぱそこんところはですね、しっかりと検討すべき軸ではないかと私は思います。

やっぱり、教育という部分で考えますと、社会教育課のほうで所管している、しまねの子育て共同プロジェクト、この中の事業は地域と学校と家庭が連携をして協働して、子供たちの社会性や自主性、創造性を学ぶんだと。こういうことを、社会教育の部分の一部の事業ではですね、言われとるわけでしょうね。

やっぱそこらのところは、隠岐の島町の教育全体を考えた上で非常に大事なことではないかというふうに思いますけども、その辺りのことについて、町長どのように現在考えているのか、お聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。現在どのように考えているかということでございますが、今回の第１回の策定委員会の方針、あくまでもまず町として、あり方からいただいたご意見を参考にしながら、まず方針を示して住民の皆さんの意見を聞く。そして、ずっと説明して今言いましたけども、それを踏まえて１回皆さんのご意見をいただいた上で、もう１回、検討した結果を、策定委員会で決定したものを住民さんのほうに説明会をもう一度やるということをずっと申し上げてきておりますので、今回、第１回に住民生活説明会に提案したものが、町の成案に近いもので、近いというとまた表現が悪いな、いかがですかというご意見をいただくための住民説明会であります。

まず、方針を示してご意見をいただき、さらに策定委員会で整理したものを住民説明会を開催する。さきの住民説明会の意見を踏まえ、また、校長会からの意見書もいただいていま

す。今後もさらに町民の皆さんの意見を参考にしながら、議員指摘の３月成案は難しいんじゃないかということも自分なりに理解はしておりますが、まずは計画ですので、３月成案に向けて取り組んでいきたいと思っています。

また、ご指摘いただきました人数の件につきましては、大変難しい問題だと思ってます。最初の答弁もいたしましたとおり、一概に人数では判断はできないと思っておりますが、ただ、前回も10名という人数が、なら根拠があるかと言われたらそれも定かでない。ただ、その中で、我々としては一定の人数は示さないと、町民の皆さんの理解も得られないというふうには考えておりますので、今しばらく、策定委員会、皆さんの意見を踏まえた策定委員会の結果、そして、次の住民説明会までの時間をいただければと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

髙宮議員。

○１４番（ 高 宮　 陽 一 ）

町長の気持ちは私も分かります。分かりますがですね、結局今回のこのやり方も北小学校の例がありましたよね。それと同じですよ、やり方が。あの時に、結局それは地元からはそれは決定事項なのかどうなのかと。いや、一つの考え方ですよ。幾ら説明しても、その域を出んかったとそういう失敗があったわけです。それで最終的には、現計画の中では統廃合しないということがあったもんだから、取りあえずその問題は課題は棚上げになったと。こういうことだったと思います。

今回も私の方も、今町長がおっしゃったようなまず何と学校のこれをしたいけど皆さん何か意見ないですか、いろいろ出してもらって、それをもとに計画をつくって示せば、案外こういったことがなかったんではないかなと私は思います。そうしますとあと、どうしてもね、気になるのがこの３月です。とても今これから、今年は予算の策定がどうも早いようですね。そういった情報もちょっと聞いてますけども、そういうことになるとなかなか職員の皆さん策定委員会の中ではですね、３月までにたたき上げることができるか。ちょっと、大変ではないかな。どっちにしてもまた新年度の準備とか、現年度の整理とかいろいろ多忙になります。正月あけると。そういった中で、私はちょっと３月までにたたき上げたいという気持ちは分からんでもないんですが、もしこれができない場合にはどうするかというところを一つ担保していただいて。総合振興計画のときにもあったようにですね、例えば１年間でも２年

間でも、これをしっかりたたき上げると。今後10年間の教育を、これで一つ方向づけをつくるんだとそういう決意を持ってですね、取り組んでいただきたいなと。

このように考えますけども、もし、もしの話は大変申し訳ないんですけども、３月までに無理ということになれば、現計画を延長する考えはあるのかないのか。これは逆に町長から計画を延期させてくださいというようなことになろうかと思います。そういう考えはどうですか。もうこの点だけお聞きします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

計画について延長する考えはないかというご質問でございますけども、まず３月スケジュールについて職員を含め、ご心配をいただいたことに対しまして感謝申し上げますが、あくまでも、計画は３月を目途に進めていく。ここを基本に取り組んでいきたいと思っています。

議員がご心配している、もしできなかったらということになれば、その際にまたお答えすることがあろうかと思いますが、自分は３月を目途に進んでいきたいと思っています。

（　髙宮議員から「終わります。」の声あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、髙宮陽一議員の一般質問を終わります。

次に、２番、村上一議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

村上一議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

皆さんおはようございます。日本共産党の村上一です。

私は今日は二つのことについて質問します。一つ目は、人口減少対策についてです。人口減少から人口増加に転じるための方策について質問します。

池田町長は、今年３月定例会での施政方針演説で、次のように述べています。「本町における最重要課題は、人口減少である」「人口減少問題を解決するためには、たくさんのよかったが響くこと、そして、隠岐の島が好きだからと言える『隠岐びと』を育て、未来につなげていくことが大きな使命である」と。私も人口減少問題を何とかしなければならないと考えており、人口減少から人口増加に転じるためには思い切った方策をとる必要があるのではない

かと思い、今回、提案型の質問をするものです。

今回の質問をするにあたり参考にしたのは、「第２次総合振興計画」と「第２次総合振興計画令和５年度効果検証報告書」ですが、この効果検証報告書には次のような記述があります。ここにパネルを用意してますので、議員と執行部の皆さんにはタブレットに入ってると思いますし、おそらく傍聴の皆さんにはお配りしてると思います。

この、「第２次総合振興計画令和５年度効果検証報告書」の中にある、この人口の増加の推移についての表を私がまとめて記載したものです。効果検証報告書には次のような記述があります。「今後もしばらくは自然動態の状況に変化はないことが予想されることから、社会動態の数値を改善する施策を見直し、より効果的に推進していく必要があります」と。自然動態とは、この表の上にありますけど表１になりますが、出生と死亡の数による増減です。そして、社会動態というのはこの表の下のほうにあります転入と転出の増減による人口の変化のことです。これを見たら分かるように、出生と死亡については出生が今また少なくなってきてると思いますが、このときは 70,80、死亡が 200 以上というような状態でマイナス 196 人、令和５年は 196 となっております。

そして、社会動態についてはＩターンやUターンももちろんありますので、これを見ますと少しずつ増えていって令和５年は減ってはいますけども、それでも転入がわりと多いという状況があると思います。ですから、町長が言ってるのはこの社会動態を増やさなければいけないという、町長とそれから総合振興計画ですね、ではそういうふうに述べているということです。また「本町へのＵＩターン者の定住増加を確保することにより、社会増の仕組みづくりを実現する」ということも、報告書には書いてあります。そして「目標達成のため、子育て教育、雇用、定住等複数の分野が連携し、更なる社会増に向けた取組を推進する必要があります」という記述があります。

そこで町長にお聞きします。人口減少から人口増加に転じるためには、島根県内自治体で唯一人口が増加している海士町など島前地区が行っているような「大人の島留学」など、思い切った施策をとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長は昨年 12 月定例会での私の一般質問に対して、「確かに、島前、しっかりと宣伝やられて、若者が入ってきています。ただこれは定住につながっているものではなく、ただ人が回転している。それは、批判すべきことでもなく、実際に人が入っていることは事実ですので、島前さんには島前のやり方、自分のとこはＩターンの定着も含め地元の協力隊なんかについても、県内では１番の定住率というふうに評価もいただいています。我が町には我が町

にあった施策を今後も実施していきたい」と回答しています。

しかし、昨年12月から８か月が過ぎ、隠岐の島町としても町民が将来に希望が持てるような大胆な施策を打つべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、村上一議員の「人口減少対策」についてのご質問にお答えします。

全国的に人口減少が進む中、本町におきましても、その対策に向けた取組を行っているところであります。具体的には、ふるさと定住奨励金、旧村地域Ｕターン同居・近居移住支援金のほか、「移住・定住のための快適な住環境を整えること」を目的として、家賃補助金、自宅改修補助金を支給しております。また、「子供を産み・育てやすい環境を整えること」を目的といたしましては、不妊治療費の助成や保育料の無償化、子供の医療費助成を行っております。あわせまして、本町で一定期間を過ごしていただき、将来的に移住・定住へつなげていくための事業も実施しているところでございます。

これらの取組は、全て「第２次隠岐の島町総合振興計画」に掲げる基本目標に沿ったものであります。本町の合計特殊出生率が、国や県、他の自治体と比較しても高いことや、ＵＩターン者数が過去５年平均で、目標数値の９割以上を達成してきたことは、これまで本町が取り組んできた事業の成果が、一定程度現れた結果であると考えております。

議員ご指摘の、「大胆な施策」、ここで言う「大胆な施策」とは、先ほど議員がおっしゃられた大人の島留学についてですが、この施策を新たに打ち出すことは、現時点におきましては考えておりませんが、今後、人口減少対策を図る上で、効果的と判断される事業があれば、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き「第２次隠岐の島町総合振興計画」に沿った事業を展開し、人口減少対策に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

はい。現時点では考えておりませんがということでしたが、町長答弁にありましたように、

今行っているいろんな対策というのは本当に成果も出ていますし、大事なことだと思っております。それをしっかり取り組んだ上で、こういう大胆な施策というのもぜひ今後考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。先ほど同僚議員も一般質問をしましたけども、「小中学校教育環境基本計画」の策定についてです。

まず最初に、適正規模の説明や懸念事項、パターンの検討などが不十分なので、計画の修正をすべきではないかということについて質問していきます。

隠岐の島町教育委員会は、昨年３月に、「隠岐の島町立小中学校のあり方に関する検討委員会」から提出された報告を受けて、昨年９月から「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画策定委員会」で検討して、今年８月に「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画方針（案）」を発表しました。今年６月の一般質問では、まだこの計画案ができておりませんでしたので、私の一般質問に対して町長も教育長もこの計画案が出てからというような答弁でしたので、再度質問するものです。８月下旬には７地区において住民説明会も行いました。６月につくってきたパネルを少し訂正したものを今紹介しますが、これもタブレットに入っていますけれども、６月の時には、この地図は隠岐の島町の地図なんですけども、変わらないんですが、適正な規模計画というのが、あり方検討委員会から出されたものと変更になっておりますので、それを直したものを書いています。変更になったものは、小学校も中学校も２校とするというのは変わっていないんですけども、達成の年度が中学校は令和 13 年、小学校は令和 17 年と先へ延びているというのが変更になっているところですので、それを直したものを紹介しています。

私は昨年５月に隠岐の島町議員になってから、度々学校教育問題で一般質問をしてきました。そして、保護者、地域住民、教育関係者からいろいろな話を聞いてきましたが、今回提案された「小中学校教育環境基本計画」は、根本から見直すべきだと思います。

その理由は次のとおりです。

１．適正な学級規模が小学校 20 人以上、中学校 25 人以上という考え方が、住民や教育関係者の理解を得られていない。それは先ほど同僚議員の質問にもありましたが、10 年前、2016 年、平成 28 年に出された隠岐の島町立小中学校適正化基本計画の小中学校とも 10 人程度とされたことからなぜ変更になったのか、納得のできる説明がされていないからだと思います。また、これまで隠岐の島町で取り組んできた少人数教育を否定することにもなるからです。

２番目、あり方検討委員会や総合教育会議、策定委員会で出された懸念事項の数々につい

て十分な検討がなされていない。遠距離通学の問題、地域の過疎化やコミュニティーの弱体化の問題、廃校の活用策の問題、放課後児童クラブの問題、ふるさと教育の問題、地域と学校との連携の問題、教職員の配置、人事の問題などが指摘されていますが、どのように対応するのか理解が得られていないと思います。

３つ目、小学校２校、中学校２校体制案がベースで話が進んでいますが、五箇地区や都万地区では、小中一貫校（義務教育学校）として存続させるという案もあったのではないでしょうか。いろいろな懸念事項を解消する方法として小学校２校、中学校２校体制にこだわる必要はないと思います。

教育長は、昨年９月と今年６月の定例会での私の一般質問に対して、「あり方検討委員会の報告を尊重はするが、最終決定ではなくアンケートの結果や住民説明会での意見などを踏まえて修正していく」と答弁しています。この間、たくさん出ている懸念事項を検討し小中学校教育環境基本計画を修正すべきだと思いますが、教育長の所見を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

野津教育長。

○番外（ 教育長　野 津　　浩 一 ）

おはようございます。よろしくお願いします。

ただ今の、村上一議員の「適正規模の説明や懸念事項、他案の検討などが不十分なので計画（案）を修正すべきではないか」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の、適正な学級規模は小学校 20 人以上、中学校 25 人以上という考え方が、住民や教育関係者の理解を得られていないという点につきましては、先般開催いたしました住民説明会でも、人数の根拠を尋ねる質問が複数ございました。

適正と考える人数につきましては、各々で様々なお考えがあると思っております。今回お示しいたしました学級規模につきましては、一昨年度の隠岐の島町立小中学校のあり方検討委員会で、１学級あたり児童は 20 人以上、生徒が 25 人以上が望ましいとして、議論が進められた経緯を踏まえたものであります。これは「子供たちにどのように育ってほしいか」、「そのためには、１学級何人がふさわしいか」という、それから導き出された人数であり、決して、これまでの教育を否定するものではございません。

今後につきましては、先般開催いたしました住民説明会で頂戴いたしましたご意見を策定委員会で整理し、その上で皆様にお示ししたいと考えておりますので、ご理解をお願いいた

します。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○2番（ 村 上　 一 ）

再質問を行います。７回行われた住民説明会ですけども、前半の４校区で行われた説明会に、私は出ることができませんでしたけども、後半の３校区で行われた説明会には出席しました。皆さん、どんな質問が出るかということを聞いておりましたけども、残念ながら後半の３校区、磯小校区、都万小校区、五箇小校区で行われた説明会に出ておられたのは副町長でした。教育長は前半の４校区の時に出ておられたということを聞いておりますけども、実際に今度、いろんな策定委員会で検討するという答弁、先ほど町長からもありましたけども、教育長自身四つのその説明会に出てどういうふうに感じられたのか。

それから、後半の三つ、特に後半の三つは磯小にしても都万小にしても五箇小にしても学校がなくなる校区ですので、大変厳しい意見がたくさん出ました。前半の四つの中でも、有木小、北小はおそらく学校がなくなるのでそういう意見がたくさん出たんではないかなと思います。

それに対して、西郷小学校と中条小学校校区の説明会は参加人数を見ても非常に少なく、おそらくそういう中条小、西小は自分の学校はなくならないというような、そういう住民のなんか意識もあったんではないかなと思ったりしてしまうんですけども。この計画でなくなる学校の住民説明会の参加人数と比べても、大変少ない人数だなというふうに思いました。

教育長は、実際前半出てますし後半の三つについても、おそらく報告を受けてると思いますので、今この７小学校区で行われた住民説明会に参加したり報告を聞いて、今どんなふうに思われてるかっていうのをちょっと率直に聞かせていただけたらと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

野津教育長。

○番外（ 教育長　野 津　　浩 一 ）

はい、地区の説明会の私の感想でございますが、町長の答弁にもありましたとおりですけど、特に賛成意見は少なくてですね、反対される方がたくさん来られていろいろ意見は受け止めさせていただきました。

教員の意見というのもありまして、教員は特に人数が減ることについての不安を訴えられたということ、これにつきましては説明会でも私、答弁をさせていただきましたが、皆さんの職を失うことはしないと言いながらも裏づけとなるところを、しっかり担保はしてない状況でございます。

計画（案）の段階で動きをみせると、それはまたそれで問題があるかなということもあったんですが、確かに事柄としては大変重要なことでありますので私、近々に、県の教育委員会と協議に入る予定をしております。

ただ、これで皆さんが納得するような回答が得られるかどうか分かりませんが、そういったことで、また新たな見解を持ちたいと思っております。

それから、人数の適正規模の 20 人というのは、どこの説明会でも多分意見として出されたと思います。これ町長も答弁されたとおり、どこに根拠を持っていくかとか確かに難しい事ではあるんですけど、私は委員が学校教育、プロでやっていた先生方が委員にいる、それから教育に関心のある保護者等が委員として手を挙げていただいた。そういった教育の言ってみれば、すごく熱い思いの方々が集まっていただいた委員会で検討していただいた結果なので、これを十分私は最初から尊重したいというふうにはお伝えしてますので、この根拠はもうその委員会でしっかり協議していただいたということで尽きると私は考えてます。

ただ、まだいろんなふるさと学習の懸念事項とかも当然出てましたので、それに対する具体的な対応とか協議はまだ進んでませんが、皆さんが不安になってる点は十分解消しながら進めていくことが十分必要だというふうには感じたとこでございますので、ご理解をよろしくお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○2番（ 村 上　 一 ）

今の教育長の答弁に対して再々質問行いますが、この 20 人、25 人っていうのがその根拠を住民から説明を求められて答えられないということは、あってはならないと思うんですよね。それで、町長の答弁にもありましたし教育長の答弁にもありましたけど、人数の問題ではないと言いながら、検討委員会で十分協議して決まった人数だからというのを根拠に持ち出すというのはどう考えても納得できないと思うんですよね。会場に行っておられた住民の方々もそう思われたと思います。で、やっぱり検討委員会で十分検討されたから尊重すると

いうだけでは、なぜ20人、25人というのが出てきたのかっていう、やっぱり根拠を示さないといけないと思うんですよね。隠岐の島町がずっと取り組んできたこの間の教育というのは、それだけ人数がいなきゃいい教育ができないということではない教育をずっとやってきているわけですからそれをやはり新しい基準というのが出てきたことで、皆さんが納得できないという、そういう、説明会の様子だったんじゃないかなというふうに私は思います。

ですから、まずそこを是非もう一度検討していただきたいということと、それから、教育長が今あり方検討委員会で十分検討してもらったから尊重するというのであればですね、10年前の適正化委員会で検討された10人ていうのも当然尊重されなきゃいけないと思いますし、私がもう一つ言いたいのは、質問の中でも言いました五箇小学校、都万小学校については、小中一貫校（義務教育学校）も検討すべきではないかっていう意見もあったんじゃないかと思うんですけども。

実は、５年前の令和３年、2021年に行われたこの適正化委員会に諮問されて答申が出ております。その答申をですね、読んでみますと、これは諮問されて答申が出ておりますんで非常に重要だと思うんですけど１番最後です。「小中一貫教育の推進については」っていうふうに始まっておりまして、「隠岐の島町小中一貫教育検討委員会（仮称）等を組織し、事前に布施小中学校の実践、知夫小中学校の実践、松江市八束学園の実践など多くの先行事例を視察等で検証、吟味して、それぞれの地区にあった校舎建設、学校体制、教職員組織、教育課程等検討整備を行います」というふうに書いてあります。

それは、１番最後の５番目「少人数となることが見込まれる地域の小中一貫教育の推進」という項目のところに書いておりますけども、この５年前に行われたというか出されました方針のここの小中一貫教育の検討というものについては、どのようにされてきたのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

野津教育長。

○番外（ 教育長　野 津　　浩 一 ）

はい、令和３年にいただいた中間報告、規模適正化検討委員会の中間報告の答申についてでございます。

これは小中一貫のまず前提としては、学校併設ということが一つの効果を生み出すポイントではあるということもありますとおり、学校を新設する場合にはそういったことも検討の

可能性があったんですが、五箇小中、都万小中の学校の建設は、当時考えてないということもあって、小中一貫の議論をそれから深めたことはございません。が１点ですね。はい。

それとですね、28 年の検討委員会の結果を踏まえてなぜ変更しないといけないかというようなそれも尊重しなければというのがご意見としてあったようですが、10 年の計画なんですけど、この 10 年たって今現在どうなってるかというと、想像以上に子供が減っている。先ほど村上議員が出された令和５年までの出生数から一気に令和６年度から減ります。

これもあって 50 人台 60 人台の子供が生まれる中で、７校の小学校を運営することが本当に子供にとっていいのかというところの議論が当然あっての今に至ってるということで、今の教育はそのまま続けられるなら私は学校を残したいとは思いますけど、今そういうことではない、そういう状況ではないというふうに判断を、あり方委員会でもされたことを私も尊重したいというふうに考えております。ご理解をお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

しつこいようですけども、令和３年の適正化検討委員会で出た答申の５番目、少人数となることが見込まれる地域の小中一貫教育の推進という大きな項目があります。教育長は、新しい学校をつくる場合に検討するけどもそういう状況じゃないので、検討していないということでしたけども、これにはですね、基本計画における方向性として、今後の児童生徒数の推移に大きく影響されますが、都万小学校区、五箇小学校区、都万中学校区、五箇中学校区においては地域の学校として魅力ある学校づくりを進めるために、小中一貫教育を位置づけますというふうに書いてあります。

それぞれの都万小中学校と五箇小中学校についての状況が書いてあって、先ほど私が紹介した「隠岐の島町小中一貫教育検討委員会を組織し」というふうに答申に書いてあるんですよね。それを、そういう状況じゃないので検討しないということで果たしていいんだろうかということがまず一つです。

それから、たたき台というか、案として出された２校２校体制っていうものをいいか悪いかという形でずっと進んできておりますけど、多分、私もこの質問するにあたり、私が住んでいる代地区の保護者全員に話を聞きました。代地区は 25 軒しかないんですけども、５軒だけですけども保育所から高校までの子供を抱えている家がありまして、そこの保護者に全員

聞きましたけども、できれば、地元の学校を残してほしいという思いは皆さん持っていました。

だけど、自分の子供の同級生たちを見ると何人だしというような思いもあって、非常に複雑な思いでいるんだなというふうに思います。ですから、やっぱり住民にはやっぱりこういうやり方もあります、こういうやり方がありますけどどうしましょうかっていうふうにするんであれば、まだ、こうだなっていうことになるんですけども、今回のやり方というのはもう２校２校がどうかみたいな言い方ですから、ですからこういう５年前に諮問、答申が出ました小中一貫教育については検討したけどもこうだったのでっていうことがないとなかなか住民の理解は得られないんじゃないかと思いますけど、それについてはいかがでしょうか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

野津教育長。

○番外（ 教育長　野 津　　浩 一 ）

答申結果と今向かってる方向は違う、住民説明、住民が納得できないというような意見でございますが、令和３年12月にいただいた答申内容は小中一貫の推進については先ほど言いましたとおり校舎の問題が大きいんですけど、どこの学校も空調、エアコンを入れたりトイレを直したり、Ｗｉ－Ｆｉ環境を整備したり、投資をしている施設整備が進んでいるので、新たに学校を建てることがまずないのでないという判断をされてる。町として将来的な目標とはするんですが、現在行っている小中学校の連携をより一層充実させることで進めていただきたいというのが答申内容だったということですので、目標としては消えてはないんですが、推進に向かっていってるということではございませんので、この答申内容を見ると住民の人がそんなに今向かってることが違っているというふうには受け止めないと私は考えますので、はい。よろしくお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

はい、私もですね議員になってからいろいろな検討委員会だとか、いろんなところで出た議事録なんかを引っ張り出して読んで、こういう話がされてたんだということが分かった状況です。

ですから、おそらく町民の皆さんはそういうことが検討されていたということが分かってる人がどれだけいるかなと思うんですけども、私が出た３回の住民説明会の中で、副町長が最後に挨拶で言っておられましたけども、この学校の問題は役場だけがやろうとしてもできるもんじゃないので、町民の理解を得ながらやっていきたいという話をされておりました。そのときに、町民の皆さんからたくさん意見とかこうしてほしいという要望が出てましたけど私が思ったのは、町民の理解を得ながら、町民の協力を求めてやっていくっていうのであれば、やっぱり情報提供をしっかりしていかなきゃいけないんじゃないか、住民から出た意見の中では、子供たちのアンケートの結果も公表してほしいだとか、それから学校ごとの保護者とか地区ごとの住民の意見を分けて報告してほしいだとかいろいろ、あと庁内で行われている策定委員会の議事録も公表してほしいとかですね。あと７校区で行われた住民説明会でどんな意見が出たのかということも公表してほしいというような、そういう意見がたくさん出ておりました。やっぱりこういう情報をきちっと保護者・住民に流して、住民の理解を得ていくということが大事だというふうに思います。

おそらく大変なことであるとは思うんですけども、そうやって計画をつくっていってほしいなというふうに思いますので今回私の質問も、私が疑問に思ったことを中心に聞きましたけども、ぜひ町としてもしっかり今後取り組んでいく。先ほど同僚議員からもありましたけども、時間が足りないんであればしっかり時間をかけてやっていくということも含めて取り組んでいってほしいと思いますが､最後に教育長の思いを聞かせていただきたいと思います。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

野津教育長。

○番外（ 教育長　野 津　　浩 一 ）

はい。町民に対しての情報をしっかり出して、議論を進めていくべきだというご意見は承りたいと思います。どういった形で出せるか、どういった内容が出せるかということはまた検討委員会のほうで議論をしていただきたいと思いますが、今ご指摘いただいた点につきまして、しっかり伝えてしっかり議論ができるような形をとっていきたいと考えてます。

３月を目途にというのはもう町長から出ましたので、そこは当然目標ではありますので、一応そこに向かっていくことについてはご理解をいただきたいと思います。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上一議員。

○2番（ 村 上　 一 ）

はい、最後にとさっき言いましたけど、最後に、本当に最後の最後に、この間ふるさと教育でしっかり学校と連携して取り組んできた町民の方からもいろんな意見をいただいておりまして、そういう思いを込めて今日質問したつもりですので、ぜひ、町民の理解を得るためには、本当に苦労を惜しまないでやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上議員。質問以上ですか。

○2番（ 村 上　 一 ）

すいません、本当だ。失礼しました。最後の質問がありました。最後に町長にお聞きしたいと思います。

町政の総合的な戦略に基づき、計画を見直すべきではないかということです。今教育長と大分やりとりしましたので最後に町長に確認したいと思いますが、「教育環境基本計画方針（案)」を見直すべきということで質問します。

今回の方針案を作成した策定委員会は、隠岐の島町役場内の地域振興課、財政課、保健福祉課、建設課、上下水道課、支所、出張所、社会教育課、総務学校教育課から選出された委員と事務局の総務学校教育課、それに委託業者で構成されています。ですから、学校教育の問題だけでなく、地域の振興や町政全体のことも考えながら検討してきたと思います。地域から学校がなくなることはその地域にとっては大問題で、子供の数がこれからも減っていくからという理由で学校をなくしてしまうことは、将来人口が増えることや子供の数が増える可能性まで否定してしまうことにもつながりかねません。

私は代地区に住んでいます。先ほども言いました、25軒しかありませんけども、地区の自然や環境の良さにひかれてＩターンの方が近年２軒増えました。来年にはさらに増える予定です。隠岐の島町は１万人を超える人口があり、空港も大型店もあり、しかも自然と歴史文化が豊かであることなど、とても魅力的なまちだと思います。

隠岐の島町よりも不便だと思われる島前地区の海士町は小学校２校、中学校１校体制、知夫村が小中一貫の義務教育学校体制、西ノ島町が小学校中学校一体の校舎で学んでいますが、義務教育学校体制に移行する方向で検討しています。そして、島前高校も含めて地域と一体

となった教育を推進しています。一番最初の質問でも言いましたが、隠岐の島町も島前地区の良いところは取り入れるべきではないでしょうか。

隠岐の島町の財政状況から学校は減らさざるを得ないという状況でないのなら、これまで取り組んできた少人数教育、ふるさと教育の伝統を引き継ぎ、「隠岐の島町立小中学校教育環境基本計画基本方針（案）」を見直すべきだと思います。町長の所見を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、村上一議員の「町政の総合的な戦略に基づき、計画（案）を見直すべきではないか」についてのご質問にお答えします。

先般の住民説明会で説明いたしました次期計画の基本方針（案）につきましては、本町の財政状況を踏まえての学校再編（案）ではございません。将来的に児童生徒数が減少する予測がある中で、一定の規模、１学年１学級以上を確保するための方針（案）としてお示しをさせていただいたところであります。

まずは、先ほど高宮議員のご質問にも申し上げましたが、これまでの経緯と住民説明会の状況を策定委員会で整理したうえで判断したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上 一　議員。

○２番（ 村 上　 一 ）

大変失礼しました。以上で質問を終わります。

○議長（ 安　部　大　助 ）

以上で、村上一議員の一般質問を終わります。

ただ今から、11 時 10 分まで休憩とします。

（　会議休憩宣告　　１０時５３分　）

○議長（ 安　部　大　助 ）

少し早いですけども、おそろいですので始めてもよろしいでしょうか。

（　同意の声あり　）

それでは休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（　会議再開宣告　　１１時０８分　）

引き続き、一般質問を行います。

次に、９番、菊地政文議員

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　 政 文 ）

それでは皆さんこんにちは。私はですね、隠岐の島町の森林政策について４点ほど質問させていただきます。

私は、ふだんの生活の中で、本町の森林のすばらしさを感じながら島の中での移動は中村・五箇・都万・布施へ自分のマイカーで走りながら森林浴をしているようで、最高の癒やしを感じております。しかしながら、多くの人工林は管理が行き届かず、倒木や枯れ木などの問題が表面化しています。

森・里・海の近さが魅力の本町も例外ではないと思われます。森は手を入れないと維持できない。人との共生に理解が深まるように取り組みたいと思います。このすばらしい森林資源を次世代につながる政策、森・里・海の循環を軸とした持続可能な島づくりについてこれから質問いたします。

本町では、人口減少、高齢化、集落維持、森林荒廃、漁場環境の変化、燃油高騰、災害リスクなど複合的な課題が同時進行しています。一方で、本町には、豊かな森林、水循環、漁場、里山文化、景観、地域集落のコミュニティーという大きな資源があります。

近年、都市部では、森林政策を単なる森林政策ではなく、防災、地域経済、観光、エネルギー、地域経営までを含めた総合政策として、再構築する動きが進んでおります。本町においても、森を守ることが海を守り、暮らしを守るという視点で、分野横断型の政策へ転換していく必要があると考えます。そこで、数点ほど伺います。

まずはじめに質問１、森林政策の位置づけ。

現在の本町の森林政策は、主として林業森林整備分野として位置づけられておりますが、町長は、防災、水源保全、漁場環境、エネルギー、観光、集落維持まで含めた地域維持政策として再構築する必要についてどのように認識しておられるか伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の「森林政策の位置づけ」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町は町域の約87%を森林が占め、豊かな森林資源を有しております。一方で、森林所有者の高齢化や所有形態の複雑化、林業従事者の減少などにより、森林の適正な管理と資源の有効活用が課題となっております。

森林は、木材生産に加え、水源涵養、災害防止、自然環境の保全など、多面的な機能を有する重要な地域資源であります。このため、森林整備や林業振興を基本としながら、防災、環境、農林水産業、エネルギー、観光など関係分野との連携を図り、森林の多面的な価値を生かしていくことが重要であります。

また、人口減少や高齢化が進む中、森林の適正な管理を継続するためにも、森林を有する地域の維持や、地域活動の継続は重要な課題であります。

本町におきましては、森林整備計画に基づく森林整備や森林経営管理制度の活用、木材生産の促進に取り組んでおります。また、木質バイオマスにつきましても、間伐材や林地残材などをエネルギーとして活用し、森林整備の促進と資源の地域内循環につなげております。

今後につきましても、森林を本町の重要な地域資源として適切に管理・活用するとともに、地域維持の視点も踏まえ、関係分野との連携を図りながら、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　大 助 ）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　政 文 ）

町長、答弁ありがとうございました。

大変前向きで、関係分野との連携を図り、森林の多面的な価値を生かしていくとの答弁をいただきました。今後につきましても本町の重要な地域資源として管理・活用するとともに、地域維持の視点を踏まえ、関係分野との連携をもっともっとしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、２番目の質問に入らせていただきます。森と海の連携は。

隠岐では古くから「森は海を育てる」と言われてきました。実際に、水資源の様態や流域環境は、沿岸漁業にも影響を与えるとされています。そこで、水源域保全、森林整備、藻場

環境、流域管理について農林水産課、環境課、建設課が連携した施策を進めるべきと考えます。町長の見解を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の「森と海の連携」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、森林からの水が、河川や農地、集落を経て海へと流れ出ており、森・里・海のつながりを踏まえ、流域全体の環境を一体的に捉えることは重要であると認識をしております。

現在、本町では、森林整備や森林資源の有効活用、藻場の再生や漁場環境のモニタリング、水質や自然環境の保全、河川整備や治水対策など、それぞれの分野において取り組んでおります。

一方、海の環境は、水温や海流、気象など様々な要因の影響を受けることから、森林の整備や保全が、直ちに漁場環境の改善につながるものと一律に捉えるものではなく、それぞれの地域や環境の特性を踏まえ、各分野の取組を進めていくことが重要であると考えております。

今後につきましても、各分野における取組を基本としながらも、必要に応じて関係各課や関係機関との情報共有・連携を図ってまいります。森・里・海のつながりを踏まえた取組について、地域の実情や効果を見極めながら検討し、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　　政 文 ）

ここで再質問させていただきます。

町長が答弁されたように、現在本町では、森林整備や森林資源の有効活用、藻場の再生や、漁場環境のモニタリング、水質や河川整備や治水対策など、それぞれ取り組んでいるとのことで、少しは安心しました。

そこで、私の記憶、遠い記憶の中であるんですが、町長が商工観光課の課長だったと思い

ますが、宮城県の気仙沼より畠山重安さんが本町に講演で来ました。町長記憶にはないですか。違う？それはいいです。その方は、カキ養殖漁師で、森は海の恋人運動を提唱した方です。海の豊かさを守るためには河上にある森の存在が不可欠と考え、1989 年から森は海の恋人を合い言葉に、カキ養殖漁師がまとまり、山の植樹活動を開始した方です。森・川・海をつなぐ環境保全を広く訴え、ＮＰＯ法人を設立した方です。この方は国連でも、フォレストヒーローズということで表彰されており、後には京都大学社会連携教授としても活躍しました。

そこで、気仙沼のような取組は１度にできないまでも、隠岐でも漁業者、または漁業集落組織、また、森林所有者との共同事業で、このような植林・植樹ができるのではないかと思いますが、町長のご意見をお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。ただ今の質問、具体的に気仙沼のように各分野が連携して取組を行うのかというご質問だと思いますけども、具体的に今、連携してこれをやりましょうというような気仙沼のような取組は行われておりません。

ただ、皆さんの認識の中に、森・里・海が一体的なものであり、それぞれの分野で整備していく必要があるというふうな認識を持っておられることは伺ってます。

一例ではありますが、磯焼けの部分についても、畜産業を振興することによって牧野からのいろんな栄養分、そういったことも一つの海の環境整備になっているんだというような畜産関係者の方の認識もあられるようです。

今後、具体的に、どのように進めるかというようなこととなりますが、まずはそれぞれの所管分野における取組を基本としながら、具体的に必要な場合には、関係部署や関係機関との情報交換の中で、一体的に、森・里・海が整備できるような取組ができていければというふうに考えておりますので、必要な時に連携をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　 政 文 ）

はい、答弁ありがとうございました。

町長なるべく早くですね、新しい事業の展開ができることを祈り、次の質問に入りたいと思います。

それでは質問３、森林資源の地域循環は。

本町では、燃油高騰や物価上昇の影響を強く受けていて、一方で島内には森林資源が存在しています。木質バイオマス、間伐材、ペレット、公共施設熱利用、島内産木材利用は現在進行形であることは言うまでもないのですが、もっと森林の所有者が間伐材をペレット製造に搬出による収入を得ることを家庭に対しても、地域循環エネルギー（ペレットストーブ）を延ばすことを考えますが、町長の見解を伺います。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の「森林資源の地域循環」についてのご質問にお答えします。

中東情勢の悪化による原油供給の不安定化や価格高騰が問題となっている中、国内外では、化石燃料に頼らない森林資源等を有効活用するなどの地産地消型の再生可能エネルギー事業が注目されております。

本町におきましても、隠岐グリーンパワー合同会社が、令和６年度より開始したペレット発電事業は、これまで未利用であった林地残材・間伐材を原料とするペレットを使用しており、森林資源の地域循環としての成果を上げております。

しかしながら、林地残材や間伐材の搬出は、不効率であり、採算が合わないことから、補助金を支出し林業事業体に行っていただいているのが現状であります。

一方で、家庭用ペレットストーブにつきましては、平成 29 年度より補助制度を設けるなど、普及に努めておりますが、設置に係る初期費用が高額なことなどを理由に、設置件数は伸び悩んでおります。

今後につきましては、燃油価格の高騰により、導入コストのみでなく中長期的なトータルコスト面での比較や、環境面でのメリットをＰＲするなど、ペレットストーブの普及拡大に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　 政 文 ）

はい。町長答弁ありがとうございました。

私はですねこのような時こそ、というのは、燃油価格の高騰の時こそペレットストーブへの出番ではないかとすごく思うのであります。今後ペレットストーブ普及拡大にますます強力に取り組んでいただきたいと思います。また、私どもの岬地区で、私の家の近くでは新しく新築の家が２軒ほど建ちます。そのような方にアプローチをしてみていただきたいと思います。

それでは質問４番に入ります。関係人口・人材戦略は、ということです。

森林や里山を利用したワーケーション、教育旅行、島留学、森林体験、トレイル整備などは、関係人口創出にもつながると考えます。

そこで、森林政策を関係人口政策と連携させる考えについて見解を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の「関係人口・人材戦略」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町の豊かな森林や里山は、木材生産に加え、自然体験観光、交流、教育などにも活用できる貴重な地域資源であります。

本町では、島留学制度や移住体験、学生等研修施設の活用などを通じて、町外から人を呼び込み、地域との交流やつながりを生み出す取組を進めております。また令和５年度から令和７年度まで、豊中市との連携による「豊中市隠岐の島町現地体験プログラム」を実施し、豊中市内の小学生を毎年20名程度受入れ､森林を初めとする地域資源や地域の暮らしに触れていただく機会を設けてまいりました。

こうした取組を通じて本町を知っていただくことは、町外の方々との継続的な関わりにつながるきっかけの一つになるものと考えております。森林や里山につきましても、その多面的な価値を生かし、自然体験や交流の場として活用することで、関係人口の創出につながる可能性があると認識しております。

一方で、森林の活用だけでは関係人口の創出や地域の担い手確保を図ることは難しいこと

から、観光、教育、移住・定住、地域づくりなど、既存の施策との連携を図ることが重要であります。

これまでの取組や地域資源を生かしながら、森林や里山を活用した交流・体験について、地域の実情や既存施策との整合性を踏まえ検討し、町外の方々との継続的な関わりや地域の担い手確保につながる取組を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　 政 文 ）

再質問させていただきます。町長答弁ありがとうございました。

島留学制度、移住体験、学生等研修施設の活用などで島外からの呼び込み、地域との交流やつながりを生み出しているのは理解できます。

旧布施村時代、山口村長当時ですね。ここで関係人口づくりの施策は、かなりその当時からやっております。というのはふるさとの森づくりを大都市の方と杉の育成林の会員を募り、布施の民宿、保養センターのフィンランドハウス、丸木小屋（貸別荘）の利用を促進したり、特産物の四季折々のものを送ったり、いろいろ経済的なつながりも含め、大いに行政の施策として頑張っておりました。

そこで、私は、森林だけでは非常に難しいものがあり、森・里・海をそれぞれの分野で捉えるのではなく、一つの循環として防災、環境、エネルギー、観光、人口減少対策までつなげ、隠岐の島版森・里・海の循環政策を、今後、検討してみてはいかがと思い、町長に改めてお伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。各分野連携して一つの施策を実施すべきではないかということでよろしいですか。

（　菊地議員「はい」と答える　）

はい。具体的な事業とか、連携についての詳細なことをまだ考えておりませんが、先ほど申し上げましたように、体験というのはやっぱり１番大きなものだと思ってますね。体験と

いうものを通じて、教育環境、そういった分野との連携を図りながら、一つの事業が展開できるように、改めて考えていきたいとは思いますけども、なかなか以前やったことが、それが全て成功に終わったかというのも、いろんな検証してきてますので、できるだけ一つの形にはしていきたいと思うんですが、なかなか難しい面もあると。ちょっと逃げてるみたいだな。そうじゃなくてやっていきたいけど難しい面がありますけれども、しっかり検討しながら、各分野との話合いをまずは進めてまいります。以上です。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

菊地議員。

○9番（ 菊 地　　政 文 ）

どうも町長ありがとうございました。

いや、これをですね、実施するかどうか検討ではなく、まずは小さな実証実験を検討することに意義の大事さが関わってくると思います。

現在、本町でもその体験関係では非常に努力されておりますが、まだまだ関係人口の施策としては、２拠点生活の楽しさ、そういうものをですね、しっかり考えていただいて、今後の森林政策についてよい結果があらわれますことを祈り、私の質問を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、菊地政文議員の一般質問を終わります。

次に、８番、村上謙武議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　　謙 武 ）

はい。それでは第一次産業（農林水産業）の振興策と再生に向けた本町の取組について質問をいたします。

町長は３期目の就任にあたり第一次産業の再生を重要目標に掲げ、第一次産業の後継者育成や、魅力ある産業となるための取組を行うことを表明されました。あれから約１年９か月が経過いたしました。

そこで、水産業、農業、林業の分野について、町長がこれまで取り組んでこられた第一次産業の振興策の進捗状況や、引き続きどのようにして第一次産業を再生していくのかについて伺います。

まずはじめに、水産業の振興策について伺います。

令和８年４月に策定された「第２期隠岐の島町水産業振興計画」には、重点施策の一つである水産物の地域内流通・加工・ブランド化の再構築について示されており、これらの目標を具現化するために今後本町が取り組んでいく施策が、それぞれの項目ごとに具体的に記されております。

しかし、今後どのような形でそれらの施策を推進し、そして本町が目指す水産物の地域内流通・加工・ブランド化の再構築を実現していくのか具体的なプロセスがはっきりと示されていないところが、大きな課題ではないかと思っております。

水産業の振興計画で示されたその中身や目標を実現するためには、それぞれの施策を推進するための具体的な手順や工程が示された水産業振興計画の事業実施計画を作成し、かつ、関係機関との協働組織を構築したうえで施策に取り組むことが不可欠と考えますが、町長の見解を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「『地域内流通・加工・ブランド化の再構築』を具現化するための実施計画の作成と協働組織の構築」についてのご質問にお答えします。

本町の水産業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足による漁業就業者の減少、燃油・資材価格の高騰による漁船・漁具などの生産基盤の維持、そして何よりも水産資源の変動により、一層厳しさを増しております。このような状況におきまして、持続可能な水産業を確立するためには、第２期隠岐の島町水産業振興計画を着実に具現化することが必要であります。

このことから、本年度より、関係者で構成される隠岐の島町水産業振興計画検証委員会を設置いたしました。検証委員会では、計画に掲げた施策につきまして、事業の実施状況、目標に対する進捗状況、効果及び課題などを確認いたします。その結果を次年度以降の事業実施に反映し、ＰＤＣＡサイクルを継続することで、計画の実効性を高めてまいります。

なお、毎年度検証を行いますことから、計画の重点施策に対応する実施計画は策定はいたしませんが、現場の実情に即した施策を着実に実施し、持続可能な水産業の振興と地域の活性化につなげてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

それでは、再質問を行います。ただ今の、町長の答弁の中に今年度水産業振興計画検証委員会を設置するということが答弁として述べられました。事業の検証する委員会を設置するということは非常に重要なことかなというふうには思っております。

ただ、この毎年度検証することによって事業実施計画は作成いたしませんという答弁内容でしたけど、これを果たしてですね、今後、この第２次水産業振興計画を着実に進めていくうえで、本当に正しい判断なのかなというふうに思っております。

例えば、家を建てるときにですね、設計図はあってもその作業を進めていく工程表がないような、その工程表を持たずに家を建てるような状況になるんではないかな。私はその辺をかなり危惧しているところでございます。

なぜこの事業実施計画を策定しないのか。その辺の根拠をですね、伺いたいと思います。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

実施計画を策定しない根拠はというご質問でございますが、まず、隠岐の島町水産業振興計画という基本設計はできております。

しっかりした基本設計をどのような形で具現化していくかということですから、検証に応じて必要なものをしっかりと柔軟に対応して、そのために実施計画が必要と今は考えておりません。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

水産業振興計画ですので、流通・加工・ブランド化の再構築の施策についてもやはりきちんとしてですね、そういった工程表のようなもの、すなわち事業実施計画をきちんと立て、その事業実施計画に基づいた検証作業が初めてきちんとできるんではないかなというふうに考えております。

ですからこれなしに検証作業を行ってもですね、本当に事業の施策を具現化するための検証作業にはならないのではないかというふうに心配をしております。

目指す姿、この水産業振興計画の中に、この地域内流通・加工・ブランド化の再構築、この目指す姿、ここにどういうふうに記されているかと言いますと、目指すのは「地魚が、地元でとれた魚が町内で安定流通し、住民や観光客が身近に隠岐の魚を食せる環境が整うことです」というふうにきちんとここに、書いてあります。

こういったですね、島内での安定流通と住民や観光客が身近に隠岐の島の魚、地元の魚を食せる環境づくり、それに向かって今後これから進んでいかなければならないというふうに思ってます。これに関しては10年前の水産業振興計画の中にも同じようなことが記されています。10年間、その前の水産振興計画の中で取上げてきたこういったことがですね、いまだに、構築されていない。ですから今回、この再構築という言葉を使ってですね、新たにまた取り組んでいこうという意味ではないかなというふうに思っております。

ですから、改めて、町長に質問いたしますけど、この事業実施計画、これは必要不可欠ではないかというふうに思っています。今後ですね、この事業実施計画、それぞれの施策に対する事業実施計画のようなものをつくる考えというのは、現在のところいかがでしょうか。あるのかないのか、答弁をお願いします。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

今の質問は、先ほど同じような内容をされて、町長は答弁の中で、これから検証する中で進めていきたいと考えていないという答弁をされました。それに対する、もう一度同じような質問と見受けられますので、もし再質問であれば、それ違う視点で質問していただけないでしょうか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　 謙 武 ）

はい。議長からご指摘を受けました。

ただしこの一般質問の再質問等のですね、質疑を受けて、町長も多少考えがですね前向きになるのではないかという、そういう期待を込めてですね、再質問をしたということですので、変わらなければ変わらないというふうに、町長答弁していただければそれで結構です。

はい。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。実施計画を策定する考えはあるかないかということでございます。

現段階で、先ほど申し上げましたように、実施計画をつくる考えはないんですが、議員のお考えは十分理解はしてます。その中にあって、今までの計画と同じような部分もありますけども、検証委員会という関係機関と組織を設置したということを、自分は大きな意義があると思ってまして、それは、関係機関の皆さんが構成する検証委員会でありますから、そこで足らない部分、今でしょうがないけん、重点的にやらないけんものはその中で話し合って次年度の予算に上げていけば、しっかりとした必要なものから計画が実施できるんじゃないかというふうに現時点では考えておりますので、改めて、個々についてこれをやります、こういった事業、事業、事業とを重ねるんじゃなくて、前年の検証をもとに話合いをしながら、次年度の予算に反映していきたいというふうに考えています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　 謙 武 ）

事業実施計画に関しては、町長の考えを理解したところでございます。

もう一つ、私の質問の中にですね、関係機関との協働組織を構築したうえで、この施策に取り組むことが不可欠ではないかということを質しておりますけど、これに関しては、答弁内容に含まれておりませんでした。その辺のところの答弁をよろしくお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

協働組織の構築についてどう考えるかというご質問でございますが、新たに今、協働組織を設置するという考えを持っておりません。

先ほど申し上げました検証委員会の中でしっかりと関係者の皆さんと話しながら、次の年

度のための事業を選択していきたい、そのように考えております。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　 謙 武 ）

それでは次の質問に入りたいと思います。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員にご相談ですけども、今これ、今後の質問内容を見ますと、昼を大分過ぎると思いますので、もしよろしければ、昼からの質問継続でお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（　村上 謙武議員　承諾する　）

はい。ありがとうございます。

それではただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は１時半から、村上謙武議員の一般質問、続きから始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（　会議休憩宣告　　１１時５４分　）

○議長（ 安　部　大　助 ）

５分ほど時間早いですけど、そろいましたので始めてよろしいでしょうか。

（　同意の声あり　）

それでは休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（　会議再開宣告　　１３時２４分　）

引き続き一般質問を行い、午前途中で休憩に入りましたけれども、午後から引き続き、８番、村上謙武議員の一般質問から再開いたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　 謙 武 ）

はい。それでは改めまして、第一次産業の振興策に対する本町の取組について、引き続き質問をいたします。次に、農業分野の振興策について質問をいたします。農業の振興策については、令和６年12月議会の一般質問において、町長は、公設民営も視野に入れた企業誘致

によるハウス栽培、及び高度化技術への支援を検討する旨の答弁をされました。

そこで、公設民営方式によるハウス栽培について、候補地の選定状況や企業誘致の進捗状況、並びに高度化技術への支援についての検討状況について、お伺いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「公設民営も視野に入れた企業誘致によるハウス栽培及び高度化技術に対する支援の検討状況」についてのご質問にお答えします。本町の農業は、担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加に加え、離島特有の生産・流通コストなどの問題を抱えております。そのため、農業所得の向上や農地の有効利用、担い手の確保に向け、施設園芸や高収益作物など、新たな農業の可能性を検討することは重要であると考えております。

公設民営方式によるハウス栽培につきましては、令和６年第４回議会定例会におきまして検討する旨の答弁をいたしましたが、現時点では、具体的な候補地の選定や企業誘致に至っていない状況であります。

一方、Ｕターンを契機として、ハウスを活用した施設園芸に取り組んでいる事例もあります。こうした取組を踏まえ、今後は企業誘致に限らず、新規就農者やＵＩターン者など、地域の担い手による施設園芸についても選択肢の一つとして検討してまいります。

また、スマート農業等による省力化や生産性向上につきましては、既に国・県の制度を活用し農業機械やスマート農業機器等の導入を支援しております。

農地や施設、労働力、販路などの条件や農業者のニーズを踏まえ、公設民営、民設民営、既存施設の活用など、本町に適した手法を見極めるとともに、必要な支援を検討し、担い手の確保と農業所得の向上につなげてまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

それでは、再質問をいたします。

ただ今町長の答弁から、公設民営方式によるハウス栽培については、現時点では具体的な

候補地の選定や企業誘致には至っていない状況であるという答弁内容でありました。そこで、公設民営方式によるハウス栽培に関して検討するその中で、これが停滞しているというか、企業誘致には至っていない状況、その背景にある主な理由と言いますかね、本町の場合にはどういったことが理由として挙げられるのか。例えば財源の問題なのか、企業側の意向なのか、候補地確保の困難な状況なのか。そういったところをですね、お答えいただきたいと思っています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。なぜ具体的な候補地が決まっていないのかという状況の説明ということだと思いますが、この企業による公設民営の企業誘致というのは、令和６年にお答えしましたように、自分として考えた挙げ句というか、考える中で、より効果的だなということで進めようという気は十分持ってました。

一例として、清水建設が北海道でやっておられますので、その点についてお話もしました。清水建設さんの場合、とてつもない面積です。我々が、自分が想定していたのは、今津の県道側の農地を、荒れている農地をという具体的な自分の中ではイメージがあってお話を６年にしたんですが、企業としては、全然、規模が違うということは分かっておりましたが、そこで分かりました。その後について具体的に企業と折衝することは今はしておりません。

なぜ、候補地の選定に至らないかという部分ですが、ただ、このハウス栽培は、用地の確保だけでなくて、農地の条件、今さっき言ったように規模とか、それから、造成、水、電力などのインフラ、いろんな面で条件もありますし、また、きちんとした販路を持たない限り、なかなか自分の夢の中でそれが適切だって言っても、現実に具現化することは難しいなということを感じたところです。

ただ、諦めるものでなく機会があればとは思ってますが、当面はまずは、個人農業者の新規就農なり、そういった面で支援をしながら、この町にあったハウス栽培を展開をしていきたいと思ってます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　　謙 武 ）

企業誘致によるハウス栽培の取組について、非常にいろんな面で本町の場合は大変難しい面があるということは、町長の答弁でよく理解いたしました。

そこで、二つ目の高度化技術への支援についてですけど、既に国や県の制度を活用して農業機械やスマート農業機器等の導入を支援しているということで、こういったことに関しての取組については本町はそれなりに行っていることも理解をいたしました。そこでですね、国・県のそういった制度ですが、これハード面が主に今、答弁内容に出てるんですけど、一方ソフト面で人材派遣するとか、技術指導するとか、そういった面での本町の取組は、これらの状況については、どのようになっているか、答弁のほうよろしくお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

曽我部農林水産課長。

○番外（ 農林水産課長　曽 我 部　　一 彦 ）

はい。ただいまの再質問についてでございますが、ソフト面につきましてはですね、隠岐支庁の農林の局のほうに普及員というのがおられますので、そちらの方と共同で、新規就農者等の支援等も行っておりますし、もちろん派遣のほうも、研修等の派遣のほうも行っております。

人材の確保についてでございますが、今ですね、ちょっと今計画中でございますが、地域おこし協力隊などを活用した担い手のほうの検討も行っているところでございます。

以上でございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　　謙 武 ）

本町のですね、農業に関しては、農家の所得向上、そして後継者育成、こういったことは非常に大事なことですので、引き続きですね、県等とも協力しながら引き続きこういった取組を推進していただきたいというふうに思っております。

そして続けて、林業分野における振興策について質問をいたします。

林業の振興策についても、令和６年12月議会の一般質問において、町長は製材品の島内外への出荷量の増加を図るため、製材技術を高め、製材品の高付加価値化につながる取組を行

っていくとの答弁をされました。

そこで、本町の製材技術を高める高付加価値化の取組状況や、それによる島内外の販路拡大への成果が見られているのか、この点についてお伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の「林業の振興につながる製材品出荷量の増加を図るための、高付加価値化への取組状況と販路拡大の成果」についてのご質問にお答えします。

本町は、豊富な森林資源を有する一方、林業従事者の減少や高齢化、原木の搬出・運搬、島外への輸送コストなどの課題を抱えております。また、近年の物価高騰や建築資材価格の上昇により住宅建設が減少するなど、木材需要を取り巻く環境も厳しい状況にあります。

こうした中、令和４年度にウッドヒル隠岐の木材乾燥機を更新し、乾燥材の品質向上と安定生産に取り組んでおり、製材品の品質改善や燃料費の削減など、一定の効果が現れております。また、高付加価値化に向け、乾燥材などの品質の高い製材品の生産や、町産材の利用促進に取り組むとともに、町産材を使用した住宅への支援や製材品の島外出荷などにより需要の確保と販路拡大に取り組んでおります。

一方、こうした取組を進めてはいるものの、製材品の出荷量を更に増加させ、林業所得の向上につなげていくためには、従来の住宅分野に加え、新たな需要の掘り起こしや販路の開拓が必要であると認識しております。

関係事業者と連携し、乾燥材をはじめとする品質の高い製材品の生産と利用促進を図るとともに、公共施設や非住宅分野など新たな需要の開拓や、島外への販路開拓に取り組み、製材品の出荷拡大と林業所得の向上につなげてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

それでは、再質問を行います。生産品の販路拡大については、需要の確保と販路拡大に取り組んでいるという答弁でございました。

そこで具体的に、この当該の販路拡大について、その商談実績とか新規取引先の開拓は、ここ近年あったのか。そういった状況について答弁をお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。販路拡大の成果といいますか取組状況はいかがかということだと思いますが、細かいことになりますけども、製材品につきましては当該の出荷にも今取り組んでおりまして、一定の取引先や販路を確保はしているところであります。具体的には、令和６年度頃から鳥取ＣＬＴへのＣＬＴ原板の出荷を開始しております。徐々に出荷量が増加して、今年度から月 60 ㎥、年間 700 ㎥の出荷を行っているとのことです。

また、県の新製品開発に係る補助制度を出雲木材市場と共同で活用して、窒素加圧加熱処理を行った製品「イーズウッド」と言うそうですが、原板について 21 ㎥の出荷を予定しております。

さらに、出雲木材市場への営業活動を行った結果、雲南市幡屋交流センターで使用する木材として 60 ㎥の注文もいただいております。

このように、新たな取引につながる事例は出てきておりますけども、これらが今後、安定的・継続的な出荷量の増加につながるかは、まだまだ今後も状況を見ていかなければならないと思っています。

また、友好都市提携をしております豊中市のほうにも、木材関係者が市町村のところに出かけて豊中市の公共事業への木材の使用という面でも営業活動にも行っておりますし、いろんな面で今積極的に販路拡大に取り組んでいるところでございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

本町の製材品の販路拡大についての行政としての取組については非常によく理解ができました。いろいろ取り組んでいるという状況も理解できました。

ただですね、この度、隠岐島木材業製材業協同組合ウッドヒル隠岐から町内の製材業機能を維持するための総合的な支援制度として、年間 1,500 万円を２年間交付する制度の創設を

求める要望書が議会のほうにも提出されております。補正予算にも計上されております。このことからも本町における製材事業を取り巻く経営環境が、大変厳しい状況にあることが判明しております。

したがってこの経営改善には、製材品の島内外への出荷量を今以上に増加する対策が急務ではないかというふうに言えますが､製材技術のこの高付加価値化の具体的な内容について、これから、どういった技術的な面で力を入れていかなければいけないかという、そういったことについて、町長に考えをお伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。新たな高付加価値をつけるための方策といいますか、また、方策はいかがなものかということでございますけども、議員ご指摘のとおり、また今回、議会への要望がありますように、製材業を取り巻く環境は大変厳しいです。ただこのウッドヒルさんの部分は根本的に、町も一緒になって進めた１社にするというときからの当時の立ち上がりの資金がそのままの経営を圧迫しているという部分もあります。その中で今、企業として、ウッドヒルとして一生懸命販路拡大、あるいは高付加価値を高めるための製品開発という具合に取り組んではいますけれども、なかなか一朝一夕では経営が改善できるもんでもないです。

ただ、先ほど申し上げましたけども、まだまだウッドヒルさんとの協議も重ねていかなければなりませんけども、製材品の品質向上をさらに図ること、あるいは、まだまだ町産材の利用促進をすべきこと、販路開拓をすべきこと、そして、先ほど申し上げました住宅だけじゃなくて、公共施設や店舗、事務所などの非住宅のほうにも、産材を利用していただけるような要請なり、そういった面で行政としても一緒になってやっていかなければならないというふうに思っております。

最終的には、きちんと経営改善ができて、ウッドヒルさんと連携しながら、隠岐の林業、製材加工業を守っていきたいというふうに考えてます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

村上謙武議員。

○８番（ 村 上　 謙 武 ）

以上で質問を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

次に、５番、山田議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

山田議員。

○５番（ 山 田　 浩 太 ）

参政党山田浩太です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回のテーマは、持続可能な観光と新たな財源確保に向けた入島税についてです。最初に私が今日一番申し上げたいことをお伝えします。財政が厳しくなるからこそ、島の価値まで削ってはいけない。私はそういうふうに思っております。

人口減少が進み今後さらに財政的な余力が限られていく中で、隠岐の自然や景観、文化、そして観光資源は守っていかなければならないと考えています。これから必要なのは何を削るのかという議論だけではありません。何を守っていくのか、そしてそれを守るための財源をどうつくっていくのか。今日の質問ではまず本町の財政をどう見て、そしてその次に限られた財源の中で何を守っていくのか。最後にその財源を誰がどのような形で支えるのか、この順番で町長にお伺いしていきたいと思います。

まず１点目の質問であります。人口減少と財政負担の増加が見込まれる中、新たな自主財源の確保をどう考えるかについてであります。まず私はですね、現在隠岐の島町が直ちに財政危機にあるとか、財政破綻が迫っているということを申し上げたいわけではありません。しかし、10年、そして20年と先を見たときには、今までとは同じような財政経営はできないというのは、ここにいらっしゃる皆さん同じような考えをお持ちであるというふうに思っております。

人口が減りましても道路とか公共施設、医療福祉、交通や防災など、そういった行政需要が同じ速度で人口と一緒に割合が減っていくわけではないからです。そういった中で当然、事業の見直しや歳出の削減も必要であります。しかし、人口減少が今後も続くのであれば支出を減らすだけではなく収入をどう確保していくのか。この議論も必要ではないでしょうか。

新たな自主財源という話になりますとまず、頭に浮かびますのが、ふるさと納税があります。ただ、さきの決算報告を見ましても、本町のふるさと納税額は決して十分とは言えない状況が続いています。その一方で、最近では町長自らＳＮＳでふるさと納税の呼びかけをさ

れるＰＲの動画を発信されるなど、様々な工夫や試行錯誤をされていることも承知しております。これは非常に前向きな取組であり町民としても評価すべきことであるというふうに感じております。

ただ同時に、私はふるさと納税だけに頼るのではなくこれからの本町は財源確保の選択肢そのものを増やしていく必要があるのではないかと考えています。ふるさと納税を伸ばすことであり、そして国や県の財源を活用していくことでもあり、既存の事業を見直すこと、これに加えましてこれまでにない自主財源についても選択肢を狭めずに検討していく。私はこういった発想が今後ますます重要になっていくというふうに考えています。

そこで町長に１問目を質問いたします。人口減少と財政負担の増加が見込まれる中で本町が将来にわたり必要な政策を実施していくための財政余力、どのように考えているのかお伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「人口減少と財政負担の増加が見込まれる中、新たな自主財源の確保をどう考えるか」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町では、人口減少傾向が続いている状況であります。しかしながら、離島という地理的特性を踏まえた生活環境、社会基盤の維持などに取り組まなければならず、結果として地方債残高や公債費負担の増加、基金の減少につながっているところであります。

今後につきましては、将来負担を意識し、事業実施年度の調整、事業費の平準化や縮減、新規起債の抑制、町債の繰上げ償還などに努める必要があると考えております。

また、限られた自主財源の中で、歳入の確保につきましても重要な課題の一つであると認識しております。

現在、受益者負担の適正化を図るため、本町が提供している各種行政サービスの使用料、手数料の見直しに向けた検討に着手しているところであります。

今後も引き続き、社会情勢や近隣自治体の動向などを注視し、本町の実情に即した財源確保に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

山田議員。

○5番（ 山 田　　浩 太 ）

はい。ご答弁いただきました。町長からも歳入確保が重要な課題であるという認識を示していただきました。１点再質問をさせていただきます。

答弁の中では、受益者負担の適正化を図るために行政サービスの使用料であったり、手数料、そういったものの見直しに着手検討されているということでありましたが、使用料や手数料というものは基本的に行政サービスを利用する町民に対するものが主になってくるのではないかと考えております。

一方でですね、本町の自然や景観それから観光資源、観光環境につきましては町民だけではなくですね、この本町に訪れた方々も同じようにその価値を享受するものであるというふうに考えています。今後の財源確保を考えていく上で町民だけではなく本町を訪れその価値を享受する方にも一定の負担をお願いする、そうした視点が必要でないかと考えますが町長のお考えをお伺いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　　高 世 偉 ）

はい。訪れる方、島外の方についても一定の負担をちゃんと、言い方かどうか分かりませんが、求める考えはないのかということでございますが、具体的に現在どういった形で求めるかも含めて現段階では考えておりません。

ただし、将来的にそういった状況がきたるときには、そのときにしっかりと検討しなければならないという考えを持っています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

山田議員。

○5番（ 山 田　　浩 太 ）

はい。そうですね、いろんな検討、具体的にはまだ検討の段階に入っていないということで将来的にということでしたが、そうですね、ちょっとしつこいというかあれかもしれませんが将来的にそういうときがくればというご答弁でしたが、私はまさに今、今それを進めていくべきでないかと考えております。

もちろん今日明日すぐに導入ができるような話でもないと思いますので、先手先手を打って、本当に危機的な、町として大変な状況を迎える前に先手を打つべきではないかというふうに考えています。そういったことも踏まえて、改めてもう一度町長にこの点お伺いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。そういう考えを今から準備していく考えはないかという方向の質問ではないかと思いますけれども、現段階で具体的なものを町として検討してないという中で、いつが将来的だと言われたら困るんですけども、十分、それに対応する時期を見定めて検討したいということです。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

山田議員。

○5番（ 山 田　 浩 太 ）

はい。町としてはということだったので、町長としては個人としては考えがないわけではないというふうに受け止めさせていただきます。具体的なその時期も含めて、検討する段階を検討しているというようなところで受け止めさせていただきたいというふうに思っておりますが、それを踏まえまして２点目、次の質問に移ります。

そういった財源ですね、今後、考えていかなければならないと思いますが、新たな財源の確保に向けた動きを経た後にですね、その財源を使って何を守っていくのかという点についてです。

隠岐には豊かな自然があり、特徴的な景観があり、歴史や文化があり、そしておいしい食べ物があり、そして何よりこの隠岐ユネスコ世界ジオパークというものがあります。こうしたものは、ほかの自治体や地域が予算を使えば簡単につくれると、そういったものではありません。長い年月をかけてこの島に残ってきた価値であるというふうに考えています。だからこそ、私は新しいものをつくることと同じくらい、今既にある価値をいい状態で次の世代に残すことこそが重要ではないかというふうに考えています。

例えばですが、道路沿いの草刈り、景勝地から景色がきちんときれいに見える状態を保つこと、そして海岸の清掃、自然環境の保全、そして公衆トイレ、さらに観光地周辺の環境整

備、こういったものは予算上では維持管理費としてみえているかもしれませんが、しかし、来島者からしてみると、この一つ一つというものが隠岐での印象そのものになってきます。せっかくお金と時間を使って、観光客の場合ですけども、お金と時間を使って隠岐まで来たと。でも草木があって景色が見えないとか、海岸にごみが残っていて、そしてトイレが例えば使いにくいとかですね、そういったことがあると、本当にまた訪れたいと、またこの島に行きたいという気持ちに思ってもらえるのでしょうか。逆にですね、もう景色がものすごく、本来のこの隠岐ならではの景色が見えて、そして自然が大切にされていたということを感じることができて島全体が丁寧に管理されていた。そういうふうに感じたと思っていただけたならば、再び島に来ていただくきっかけだったり口コミにつながっていくのではないかというふうに考えています。

その先には関係人口、そして移住・定住にもつながる可能性があります。私は景観整備や自然環境保全を単なる維持管理ではなく、島の価値を守る政策的な投資として考える必要があると思っています。

そこで２点目の質問ですが、景観や自然環境など本町が既に持つ唯一無二の島の価値を財政が厳しくなる中でも守っていき、そして磨いていく必要性について、町長としてどのようにお考えでしょうか。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「景観や自然環境など、島の価値を守る取組をどう考えるか」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町の豊かな自然や景観、歴史・文化などは、長い年月をかけて形成されてきた本町固有の大切な地域資源であり、これらを良好な状態で維持し、次世代へ引き継いでいくことは、私どもに課せられた責務であると認識しております。また、景観整備や自然環境の保全、公衆トイレなどの受入れ環境の維持につきましては、来島者の満足度や本町の魅力にもつながるものであり、観光振興や関係人口の創出、さらには移住・定住にもつながる重要な取組であると考えております。

今後におきましても、事業の必要性や効果等を見極め、優先順位をつけながら、必要な取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

ユネスコ世界ジオパークに認定された豊かな自然や景観など、他地域にはない「島の価値」を大切にし、その魅力を維持・向上させる取組を、観光振興をはじめとする各種施策と連携しながら進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

山田議員。

○５番（ 山 田　 浩 太 ）

はい。ご答弁いただきまして、町長としても責務であるというご答弁いただきました。またさらにちょっとご答弁の中でですね、優先順位をつけながらということをこれ、いろんなほかの質問に対してもこの優先順位をつけながらというご答弁をいただきますが、この優先順位がどういうものであるかというのを知りたいというのも本音なところであります。

私はこの質問の中で申し上げたいのは、自然だったり環境を保全していくものは維持管理だけではなく、町として政策的に、つまり優先順位を高めてしっかりと投資をしていくべきではないかとこの点を伺いたいと思ってます。その点について町長の考え方、政策的な投資として捉えていらっしゃるのか、捉えていこうとされているのかについて教えてください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい、環境保全に対する認識ですね。自分としてしっかりそこは認識しているつもりというか、してます。

それが一つの理由は、今まで議員がおっしゃった維持管理的な町道の草刈りは、ウルトラマラソンも含めいつもやってますが、木の伐採を初めて僕は事業化して３千万の皆さんの予算をご承認いただいたと。こういった面でも、町道の木の伐採は事業としては、自分が最初だと思ってます。ただ、この島全体ということになりますと、どうしても主要道路は県道、国道が中心となりますので、お金をかけて自分なりにしっかりやっているつもりですが、皆さんにとってはまだまだ、道沿いの伐採はきちんとなってないんじゃないかということを言われますけども、町としては、町道についての伐採についても事業化してやってきているというふうに思ってますし、見解を伺われたときには、同じような考えを持ってしっかりと景観を保全していかなければならないという認識を持っています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

山田議員。

○5番（ 山 田　 浩 太 ）

町長の本音の部分をお聞かせいただけて大変うれしく思っております。そうですね、町長が既にもうされていると。ただ、この島、大きさ広さもありますし、全体で考えるとやはり足りないというところは私も認識しております。全てに対して手を回していくと財政的に非常に大変なことであるというふうに、考えた上で三つ目の質問に入らせていただきます。

それ、今までのご答弁踏まえてですが、そういったところでやはり不足する足りない新たな財源の具体的な選択肢として、入島税を調査研究する考えはという質問です。今回、具体策の一つとして新たな財源の選択肢の一つとして入島税を提案させていただきます。入島税の島は、お湯の湯ではなく”島”で入島税というふうに書いておりますが、考え方は至ってシンプルかと思っています。

島を訪れまして、島の自然や景観、観光環境の価値をともに享受する方々にも少額ずつこの環境を守ることに、一緒に守っていくことに参加していただくというものです。そしてその財源を景観の整備、自然環境の保全、そして海岸清掃、そして公衆トイレの維持であったりですとか、そういったものに還元をしていくというものです。もちろん、負担という言い方は私もよくないと思いますが、一緒に参加して一緒に守っていただいた皆様には看板等でしっかりと伝えていくんです。新たに負担していただいたお金がこの美しい隠岐を守るために使われているということを、町内の各所で看板を設置するとか今だったらＳＮＳで発信をしていくとか、そういったこと発信していくんです。そういったものを見た観光客はですね、やはり金額が幾らっていうかっていうそういった具体的な話ありませんが、入島税とか何とか税とかで幾らか払っても喜んできっと払ってくださる方ばかりだと思うんですね。私はそういった仕組みがこの島にあってもいいというふうに思っています。

その一方で、この隠岐には航路だけではなく飛行機があります。そして観光やレジャー、仕事、帰省など来島目的も様々あります。町民の方が本土から帰島する場合をどうするのかでありますとか、それから徴収方法をどうするか、交通事業者への負担をどうするか、課題が多いことは理解をしております。私は今回入島税というものをですね、すぐに求めているわけではなく、まずこの新たな財源の選択肢として町外の、島外の方々からもですね、負担、一緒に参加してこの自然を守っていくことに参加していただくということの可能性について

調べる、比較する、そして隠岐に合う制度なのかについて判断をする。その一歩を始めてみてはもういいんではないかというふうに思っています。

町長に質問としましては、新たな財源の具体的な選択肢としてこの入島税を調査研究する考えはないか、お伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　　高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の「新たな財源の具体的な選択肢として、入島税を調査・研究する考え」についてのご質問にお答えします。

議員ご提案の、新たな財源としての入島税導入につきましては、将来的に財政運営が厳しくなる中、観光客をはじめとする来島者の方々にも、本町の自然や景観などの地域資源を守る取組を支えていただくことには、一定の意義があるものと考えております。

しかしながら、先ほど議員も述べられましたが、入島税は、徴収方法などの課題も多いことから、現時点におきましては、入島税の導入を具体的に進める考えは持っておりません。

一方、一昨年から隠岐ジオパーク推進機構におきまして、宿泊税導入に向けた調査・研究が行われており、本町も構成団体の一員として参加しているところであります。

今後におきましても、魅力的で持続可能な観光地域として発展していくために、新たな財源確保につきましても検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

山田議員。

○5番（ 山 田　　浩 太 ）

はい、ご答弁いただきました。入島税としては現在導入されていないということでしたが、一方では一昨年から宿泊税の導入に向けて調査・研究をされているということでした。

私としましても、今回ですね、こういった質問しておりますが入島税という形にこだわってるわけじゃありません。制度にこだわってるわけではなく、新たな財源を確保していくというものに対してこだわってます。ですので、宿泊税というものを既に検討されているということに対しては大変うれしく思っているところでありますが、ご答弁、調査・研究を一昨

年から隠岐ジオパークの推進機構さんとともに導入されているということでしたが、一昨年ということで２年、１年半とかおそらく２年経たれていると思うんですが、現状どのような議論をなされているのか、現状の状況をぜひ教えてください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

藤野商工観光課長。

○番外（ 商工観光課長　藤 野　　一 ）

はい。そういった具体的な件につきましては、商工観光課長のほうから説明させていただきます。

現在、他の町村とワーキングを行っておりまして、やはりどういった基準で宿泊税を取るのか、そういったところ、また、島前地区におきましては、結構負担をいただくということが抵抗になるんではないかと思われており、そこに温度差がありまして、そういったところが今後議論の的になるのではないかという具合に伺っております。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

山田議員。

○５番（ 山 田　　浩 太 ）

はい。そうですね。負担という点、いろんな制度上での難しいところあるかと思います。今回私は入島税ということで質問させていただいていますが、他自治体のことをこの質問にあたっていろいろと調べております。１番最初に、日本全国で最初に導入をされたのが沖縄県の伊是名村ですね、2005 年に導入されております。20、21 年経っておりますが現在も１入域あたり 100 円をいただくというものが続いているものであります。名前は環境協力税と入島税ではなく環境協力税ということで、この伊是名村から始まりですね、沖縄を中心に続々と、いわゆる入島税といいますか、島外から来られた方々にこの環境保全を一緒に守っていただくために、100 円であったりとか数百円をいただくということを進めているわけなんですが、多くのところは今もなお続いているという認識をしております。

直近、直近でもありませんが 2023 年にですね、広島の宮島のほうでも宮島訪問税というこちらは名前で同じく１回 100 円、年払いの制度があり年払いをすると 500 円、こういった取組をなされているところであります。宿泊税に関しましてはもう本当にこの 2026 年、今年も多くの自治体が当然導入されていますし、この島根県でいうと昨年から松江市導入されてい

るところがあると思います。多くの自治体がやはり同じ考えを持ってですね、取り組んでいますし観光客だったり訪れる方々もですね、こういったものに対してはもちろん少し負担に感じられたりとか、否定的な意見があるのももちろん理解はできますけれども、観光に来て１回じゃ100円200円、数百円落ちたものがこの自然を守っているということに関してですね、何も後ろめたさをもって本気で真摯に向かってやっていいんじゃないかなというのが今の私の考えでありますので、ぜひですね、課長をはじめまして島前の皆様とも協議をしていただき、今、宿泊税ですかね、宿泊税に向けてはぜひ推し進めていただきたいと思っております。

もう質問ちょっと終わりますけれども、財政難というものにつきましてはやはりものすごい今スピードで毎年毎年目減りしている状況が続いているかと思います。この財源の確保というところもですね、町長が先ほどおっしゃったように将来的にもちろん先を見据えてというところも分かりますけれども、減っていくこの財源に対応するこのスピードを持つという意識も重要だというふうに考えていますので、ぜひ、積極的に優先順位を持って取り組んでいただきたいというふうに考えております。

私もまたこの件につきましては引き続き調査をして、また、この一般質問の場で質問させていただく機会があるかと思いますので、そのときはまたいい進捗をお聞かせいただけることを楽しみにしています。以上で質問終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、山田浩太議員の一般質問を終わります。

次に、４番、脇田千代志議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○４番（ 脇 田　 千 代 志 ）

それでは、通告に従いまして質問を行います。本日は、町のために良いことはすぐやる、良くないことはすぐやめるという池田町政本来の判断力と機動力と良識に富んだご答弁を期待し、大きく２つの項目について質問いたします。

まず、本町の喫煙対策について伺います。

隠岐の島町広報８月号の９ページ、こちらですね、皆さんご承知のことと思います。「なくそう！望まない受動喫煙」と題した特集が組まれました。そこでは本町の喫煙状況や改正健

康増進法によって受動喫煙防止が強化されたことが述べられています。加えて、副流煙による受動喫煙により全国で年間約１万５千人が亡くなっていることや、脳卒中・肺がんなどのリスクが高まるという科学的根拠、さらに、喫煙後の呼気や衣服に付着した有害物質から発生する三次喫煙（残留受動喫煙）が非喫煙者に深刻な健康被害や精神的苦痛を与えることなど、非常に重要な啓発がなされています。

改正健康増進法では、官公署は学校や病院等と同じ第１種施設に分類されています。全国の学校や病院において敷地内全面禁煙がほぼ100％達成されている中、本町役場においてはいまだに敷地内に特定屋外喫煙場所を設置し職員の喫煙を容認しています。

この状況を踏まえ、住民の健康を牽引すべき行政の姿勢として大きく３つの観点から町長に見解を伺います。

なお、その前に喫煙の及ぼす有害性について情報不足による判断の誤りを防ぐために共通の認識を図らせていただきたいと存じます。パネル１で非喫煙者と喫煙者の肺の違いを表した厚生労働省の資料をお示ししますが、ショッキングな画像になりますのでご注意をお願いしたいと思います。その画像がこちらになります。非喫煙者の健康な肺に比べ、ニコチン等の有害物質で全体が黒ずみまるで灰皿のようになった喫煙者の肺の様子がお分かりいただけると思います。

また次にパネル２をお示ししたいと思います。パネル２は、やはり厚生労働省の資料で喫煙者がかかりやすい病気が挙げられていますが、町の広報にあったように鼻腔がん、口腔がん、咽頭がん、喉頭がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、胃がんなどの呼吸器系や消化器系の多くのがん、そして脳卒中などの生活習慣病などが表されている資料となります。

ここで、私事ではありますが１件の症例をご紹介させていただきます。私の父は若い頃から喫煙習慣のある愛煙家でした。67 歳で咽頭がんが見つかり、本土の病院で入退院を繰り返しましたが、最終的に医師から告げられたのは「下顎を切除する」という手術でした。飲食も会話もできなくなるうえ治癒の保証はないとのことで手術を諦め、隠岐病院での心づくしの終末期医療の末、69 歳で他界いたしました。たばこの真の恐ろしさを知った今、家族が味わった深い悲しみを、ほかの方には絶対に経験してほしくありません。

なお、役場職員のコンプライアンス上のたばこ休憩の位置付けについてですが、これは地方公務員法第 35 条の「職務に専念する義務」に違反する行為に該当し得ます。また、同法第 29 条の「懲戒」では、第１項第２号の「職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合」にあたるとして実際に懲戒処分の対象としている自治体もあります。

すなわち、勤務時間中のたばこ休憩は業務に必要なものではなく個人的なし好のために専念すべき勤務時間を割く行為であり、他の私的な娯楽に時間を費やすことと同義であります。管理職がこれを明確に許可することは本来あり得ないはずです。

また勤務時間内のたばこ休憩を容認し続ける限り職務に専念する職員と自らのし好のために休憩をとる職員との間に不公平感が生まれ、職場の士気にも影響します。さらに、たばこ休憩による離席によって窓口等でお待たせしてしまうことがあれば、町民の皆様からの厳しい批判を招くことは容易に想像できます。

通告書には記載しておりませんでしたが、ここで関連して全国の自治体における職員の禁煙体制の動向についても情報共有させていただきます。執行部では十分ご承知のことと存じますので、ご答弁には影響はないものと思っております。

全国の状況は、まず東京都や大阪府などの大都市では敷地内及び勤務時間内の全面禁煙が実施されています。また、全国20の政令都市でもその全てが勤務時間内禁煙を導入済みであり、その他の多くの地方自治体においても追随する動きが顕著となっている現状とのことであります。島根県内でも益田市や川本町など積極的な禁煙対策について全国から評価される自治体もあるようです。

なお冒頭の広報で示されたように健康増進法の改正により、2019年７月より行政機関においては原則として敷地内禁煙が義務化されました。しかし、東京都や大阪府などの大都市ではこうした国による法改正を待つことなく、それ以前からいち早く敷地内及び勤務時間内の全面禁煙を実施されていました。

この先行した取組の背景には、単なる受動喫煙防止という健康面の理由だけでなく、勤務時間中のたばこ休憩が先ほど挙げました「地方公務員法第35条に定める職務専念義務に明確に違反する」という厳しい判断があり、健康増進法の改正を待つまでもなく公務員としての規律を正し、住民の皆様からの信頼を損なわないための当然の措置として実行されていたということであります。以上情報共有させていただきます。

それでは質問に入ります。

１番目は、町の健康増進施策と役場の実態との矛盾はないかということであります。本年３月に策定された「第２期隠岐の島町総合保健福祉計画」、こちらになりますね。第２期隠岐の島町総合保健福祉計画では、本町の課題として40代以上の男性で喫煙率が高い状況が挙げられ、事業所への働きかけや妊産婦の喫煙防止を推進すると明記されています。しかし、町内最大の事業所の一つである役場自らが改善ターゲットであるはずの職員層の喫煙習慣を温

存し敷地内に喫煙所を設けている現状は、言行不一致のそしりを免れません。地区集会所での灰皿設置を問題視し民間事業所へ禁煙を働きかける立場でありながら、自らの足元の喫煙を容認し続ける矛盾について町長はどのようにお考えでしょうか。行政として町民に範を示す責任について見解を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「町の健康増進施策と役場の実態との矛盾」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、喫煙は、がんをはじめとする様々な疾患のリスク要因であることは十分理解をしております。一方、たとえ職員であっても、禁煙を強制することはできないと考えております。

このような状況の中で、行政に求められることは「望まない受動喫煙」をなくすことであり、「禁煙希望者への支援」とあわせ、啓発などに取り組んでいるところであります。一方、雇用者として求められることは、職員の健康保持の取組でありますが、現状におきましては職員の喫煙サポートには取り組めていない状況であります。今後、行政としての役割とともに、雇用者としての役割もしっかりと果たしていきたいと考えております。

本町における喫煙場所につきましては、受動喫煙を防止する観点から、庁舎内は全面禁煙としながら、来庁者の皆様が利用する正面玄関から一定の距離をおいた現在の場所に設置したところであります。

健康意識の高まりから、全国的に喫煙者が減少する傾向にあります。しかしながら、来庁者の方で喫煙される方もいらっしゃることから、法令の範囲内において庁舎外に喫煙所を設置することは、やむを得ない措置であると考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

はい、再質問を幾つか行わせていただきます。行政に求められることは、望まない受動喫

煙をなくすことと仰っていただきました。妊婦さんをはじめ、弱い子供たち、それから非喫煙者の方が、年間１万５千人も亡くなる受動喫煙は絶対になくさなければなりません。再度この見解に偽りがないことを確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

望まない受動喫煙についてどう考えるかということでございますが、先ほど申し上げましたように、望まない受動喫煙はなくす方針で町として取り組んでまいっているつもりですし、つもりじゃない、まいっておりますし、引き続きそのような形で実施したいと思っています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○４番（ 脇 田　 千 代 志 ）

はい。改めて伺いました。いかにその受動喫煙自体が厳しい問題であるかということを共有させていただきたいと思います。

続いて伺います。職員の喫煙状況についてどれほど把握しておられますでしょうか。例えば勤務時間中に何回離席しているか。１回にどのくらい時間をかけて、あるいは１日を通算すると何分間離席しているか、管理職の了解をとって行ってるのか、周囲の職員や窓口に来られた方の感想を聞いているか、などなどいかがでしょうか。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

宇野総務課長。

○番外（ 総務課長　宇 野　　慎 一 ）

はい。現状のところでございますと、喫煙回数・喫煙時間については現在私どものほうでは把握をしておりません。個人の良識の中において必要最小限で喫煙に行くということだけは通知をしております。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

続いて伺わせていただきます。来庁者の方のために、法令の範囲内で庁舎外に喫煙所を設置することはやむを得ない措置とのことですが、来庁者がどのくらい利用されていますか。実態は職員の利用が大半ではないかという印象ですが、把握されておられますでしょうか。お願いします。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

宇野総務課長。

○番外（ 総務課長　宇 野　 慎 一 ）

はい。実数については現状では把握しておりません。ただし議員仰せのとおり、その利用者は職員が大半でございます。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

はい。次は町長にお答えいただければなと思っております。続いて伺います。

喫煙場所から妊婦さんも利用される駐車場から 10 メートルも離れておりません。駐車場から玄関に至るまで副流煙が流れてきているのを、先日も私は確認いたしました。ＪＡさんの方角から風が吹いてくれば、駐車場から玄関方面まで煙が流れてくるのは誰でも分かることだと思います。現状の喫煙場所は、これだけでもアウトであると思います。妊婦さんや職員など非喫煙者の方に絶対に副流煙が届かないと断言できる場所が役場敷地内にあるとお思いでしょうか。町長お願いします。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

影響を与えないような喫煙設置場所があるかというご質問でございますが、完璧なものはないと思っています。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

完璧なものがないままこの一連の状況を維持するかどうかということも含めてですね、最後に結論としてお尋ねできればと思っております。次に進ませていただきます。

次に残留煙（三次喫煙）による労働環境問題への認識について伺います。

広報の三次喫煙の説明や、産業医科大学の研究（喫煙後45分間は呼気から有害ガスが排出される。）このことが示すとおり、屋外の喫煙所を利用したとしても職場に戻れば室内に有害物質が拡散されます。これにより、女性職員や妊産婦を含む非喫煙者が自らの意思に反して有害物質を吸わされ、不快感や健康被害のリスクを強いられています。

計画書で妊産婦や20歳未満の者の保護をうたいながら、職場で働く非喫煙職員への健康影響を看過する現状は、労働安全衛生法が雇用主に求める快適な職場環境の形成や安全配慮義務に逆行する重大な労働環境問題です。雇用主として、この残留煙による被害実態と職員の健康確保について、どのように認識されているか伺います。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「残留煙による労働環境問題への認識」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の、「三次喫煙」につきましては、比較的新しい概念でありますことから、現状におきましては特段の措置は講じていない状況であります。今後、衛生委員会等におきまして、厚生労働省が発出する指針などを参考に、その対策について検討してまいります。

また、厚生労働省の指針を待たずして、職員への禁煙の動機付けにあわせ、禁煙を希望する職員に対し支援を行い、喫煙者及び被喫煙者の健康保持に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

再質問を行います。三次喫煙についての認識について伺いました。2019年に健康増進法が

改正されてから既に７年間が経過し、この三次喫煙の概念は今や常識とされ、厚労省からの通達も何度も目にされていることと思います。

先日の常任委員会で職員さんから資料を配られた時に、この職員さんはさっきまで喫煙所におられたんだなということが分かりました。職場の非喫煙者の皆さんは既に感じておられることと思います。町長に伺います。このことについて、本当に深い認識はなかったのか、再確認をさせていただきたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

三次喫煙について深い認識があったかどうかというご質問でございますが、あるところにまいりましたが、エレベーターの中に「喫煙後 30 分はエレベーターに乗らないでください。」という張り紙がしてありました。そのときに、正直言って初めて、こんだけ大きく三次喫煙について取り扱ってるなということは認識しました。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○４番（ 脇 田　 千 代 志 ）

真剣に受け止めていただいてるようでありがとうございます。ぜひ、そのことを形にしていただければと思っております。この質問の最後に、敷地内・勤務時間内全面禁煙に向けた町長のリーダーシップを示す考えがあるのかどうか伺います。はじめにご説明したとおり、東京都や大阪府などの大都市圏をはじめ島根県内の益田市や川本町などの先進地、さらには全国の同規模の町村においても、職員の健康保持と非喫煙者の保護、並びに職務専念義務の徹底を目的に特定屋外喫煙場所を撤去し敷地内全面禁煙へとかじを切る自治体が急増しています。本町においても、真の意味で住民に誇れる健康行政を推進するためには喫煙場所の廃止という明確なアクションが必要です。他の自治体ができる健康配慮が本町でできない理由はありません。

職員の卒煙サポート等の支援策とセットにした上で、役場敷地内の全面禁煙、及び勤務時間内全面禁煙へ速やかに移行すべきと考えますが、町長の強力なリーダーシップによる決断と具体的な実施に向けたスケジュールについて伺います。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「敷地内・勤務時間内全面禁煙に向けた私のリーダーシップを示す考え」についてのご質問にお答えします。

１点目のご質問に対し、ご回答をさせていただいたように、たとえ職員であっても禁煙を強制することはできないと考えております。また、喫煙は公務に支障を生じさせない必要最低限の範囲であれば、社会通念上許容される行為と認識しております。

以上のことから、「役場敷地内の全面禁煙」及び「勤務時間内全面禁煙」についての意義は十分に理解しておりますが、早急な実施は困難であると認識しております。

今後、喫煙に関するルールの徹底についての指導や、職員の禁煙サポートについて強化するとともに、職員との意見交換により、庁舎における喫煙の在り方について検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○４番（ 脇 田　 千 代 志 ）

再質問を二つ三つさせていただきたいと思います。

喫煙は公務に支障を生じさせない必要最低限の範囲であれば、社会通念上許容される行為と認識されているとのこと。例えばそれは１日何回、あるいは１回何分、全体で何分ぐらいと考えておられますか。またその時間に三次喫煙が被害を及ぼす45分間が含まれていますか。また、地方公務員法第35条関係の職務専念義務に明確に違反しないと言い切れますか。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

宇野総務課長。

○番外（ 総務課長　宇 野　　慎 一 ）

はい。必要最小限の定義につきましては、私ども持ち合わせておりません。一般的に判例なんかも出ておりまして必要最小限であれば許容されると。トイレの休憩、お茶、コーヒー

の休憩なんかと同等の扱いをされるということも出ておりまして、細かい規定につきましては現状のところ持ち合わせておりません。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

今ご答弁にありましたように、社会通念上許容される範囲というのはその基準を持ってないということなんですよね。どうやってそれが違反してるかどうかっていうことが、自分でその尺度を持ち合わせていないという現状があると思います。このことについて本当に真剣に考えていただきたいんです。やはり、住民審査請求とかですね、そういった目で住民の皆さんも見ていらっしゃいます。それに答えられるような形で今日の段階でですね、回答出していただければと思います。

次の再質問は、職員の喫煙の実態を本当に把握しているかについて伺います。会期中の先週の10日は、早く来て事務を行う必要から８時半前に本庁駐車場に到着しました。その時点で３人の方が喫煙所におられるのが分かりました。しばらく様子を見て８時35分に喫煙所から出てきたのは、あろうことか管理職の方でした。このことから、始業時間についての職員さんの感覚がどうなっているのかということと、朝の窓口受付時間を８時半から９時に延ばしたことによって、９時までは職場にいなくてよい時間となっている実態があるのかと想像しました。その後、喫煙所には次々と職員さんが入ってきました。業務開始時間からこの体たらくが日常的な光景となっているのかとあきれてしまいました。

また別の日ですが、喫煙所の外で吸われている職員さんも数回目にしています。駐車場を車で迂回する町民さん、女性の方でしたが、この方をにらみつけているようにも見えました。こういった実態をご存じでしたでしょうか。素直にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田千代志議員。今のは実態に対する町長の見解でよろしいですか。

（　脇田議員　うなずく　）

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。実態を自分が把握しているかということでございますが、先程来、総務課長が答えておりますが、私自体がたばこを吸いませんので、そこに来て職員を見るわけでもありませんし、全くといって言い方が失礼かもしれませんが、状況を把握している状況ではないです。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

最後の再質問です。先ほど役職名を出すのは私も控えようと思いましたけども、答弁内容から出さざるを得ないと思って具体的に出させていただきました。ご容赦をお願いしたいと思います。

最後の質問です。喫煙はですね、昔から百害あって一利なしと言われています。ただこれをやめることによってですね、それが逆転する。やめれば、百利あって一害なしとなると思います。ただ一利あるとすれば、先ほど決算を報告していただきました、たばこ税のですね、７年度の実績が１億１千万円余り。こういった貴重な財源が、一利に相当するかと思いますが、ただそれも、その数倍に及ぶ医療費によって、一利と呼ぶべきものではないのかなと思ってしまいます。ただ、やめることによってですね、ご本人は健康になりますし家族も喜びます。副流煙で死なくても済みます。同僚の非喫煙者も大変喜ばれます。無駄な時間がなくなり仕事も効率よくはかどります。残業もしなくて済むかもしれません。その費用も抑えられます。このように良いことばかりの町の喫煙対策をより強力に進めるために、今までの再質問の状況も踏まえて、まず足元の役場を正常な形に直していくべきかと思います。

最初の再質問のところで、役場の敷地の中で完全に副流煙を町民の方、あるいは職員の方に吸わせないことができる場所があるかという問いに対して、その場所はなかなか難しいのではないかというご答弁をいただきました。それであるならですね、もう、すぐにでも、町の町民の皆様の健康をはじめとする生命と財産を守る、そういった町の目的、行政の目的があるはずですので、すぐ、町長のリーダーシップですぐにでも判断できることじゃないかなと思っております。少なくともいろんな職員さんの急変に伴う健康の障害とかですね、そういったことがあるかもしれません。すぐに実施していただきたいですけども、ある程度猶予期間が必要かもしれません。

そういったところも検討されて、なるべく早く全国のすう勢に合うように、町村会の副会長さんとしても恥ずかしくないようにですね、ぜひこれを強力に進めていただきたいと思い

ます。最後にご答弁をお願いしたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

全面禁煙についてですね。敷地内・勤務時間内の全面禁煙についてのリーダーシップを早急に示すべきだというご意見、ご質問でございますが、最初に申し上げましたように、現段階で強制が非常に難しいというふうに判断しています。先程来、こうして意見、質問、回答を繰り返す中で重要性は十分に理解しております。

ただ、間近なところで申し上げますと、先ほど申し上げましたように目に余るルール違反がたくさんみられるという点は改めて反省して、まずは職員の喫煙に関するマナーの徹底に対する指導、そして禁煙のサポートの強化、ここから取り組んでまいりたいと思っております。

また将来的にはそういった時期が来るのではないかとは、私なりには思っておりますが、現段階ではそういった指導強化に努めてまいりたいと思っています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

大変残念ですけども、今すぐに改善する考えはないということをお伺いしました。例えば妊婦さんについても、年数回、役場に来なきゃいけないんですよね。母子健康手帳を申請されたり、それから島外での出産についての助成金の申請、それからプレママプレパパの教室、そういったことに役場は招集をかけてるわけなんですよね。それがもう副流煙が飛び交うような場所にやっていいのか、１日もそういったことは許されないと私は思います。どうぞ真剣に考えて対応をお願いしたいと思います。

時間がありませんので次へ移らせていただきます。

二つ目の項目、洋上風力発電＋データセンターの誘致について伺います。

隠岐の島町が抱える最大の課題、それは言うまでもなく、人口減少と産業経済の衰退です。このまま有効な打開策を打てなければ、地域社会の維持そのものが困難になるという強い危機感を私は日々抱いております。

その打開策として、私は洋上風力発電の誘致について、過去５回にわたって町長のお考えを質してまいりました。これまでの答弁では、「町民のコンセンサス（合意）が得られた時点で判断する」、また「懸念を示されている漁業者の皆様から、発電事業者側が理解と賛同を得られれば、町として誘致を検討する」といった趣旨であったと認識しております。

現在、私の願いと趣旨を同じくする五箇区長会の有志を中心とした洋上風力発電準備委員会の皆様が、町民のコンセンサスを図るため町内各地区を巡回し住民説明会を行ってくださっています。しかしながら町主体の取組ではないことから、一部の住民の間に不安や戸惑いの声があるのも事実であり、委員会の皆様は苦心されながらも精力的に活動を続けておられます。

そうした中、町内の商業経営者の皆様からは、新たな視点での声が上がり始めています。それは、洋上風力発電による圧倒的な電源確保を引き金としてデータセンターを当町に誘致し、大規模な消費の拡大や雇用の創出につなげようという前向きな意見です。

先日、秋田県において非常に注目すべきニュースが報じられました。秋田県沖の洋上風力発電の電力を直接活用し、海外からの投資も受けながら整備費２兆円規模という国内最大級のＡＩ向けデータセンターを建設する計画が進んでいるというものです。

現在、生成ＡＩの急速な普及によりデータセンターは莫大な電力を消費するため、再生可能エネルギーの供給地がそのまま次世代産業の集積地になる時代が到来しています。隠岐の島町周辺海域は、ご承知のとおり浮体式洋上風力の高いポテンシャルが指摘されており、本町にはこの波に乗る素地が十分に備わっていると考えます。

そこで町長に次の３点について伺います。１点目は、住民による合意形成活動に対する町の支援と主体的な関与についての見解を伺います。

現在、洋上風力発電準備委員会の皆様が、町民のコンセンサスを図るために苦心しながら活動されています。今の若者や子どもたちがいきいきと暮らせる次世代の町を救うかもしれないこれほど大きな事業の合意形成を、いつまで住民組織任せにしておいてよいのでしょうか。地域住民の不安や疑問を取り除き正しい情報に基づいた議論を促すために、町として主体的に情報提供を行ったり、議論の場づくりに一歩踏み込んで関与していくことについて見解を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「住民による合意形成活動に対する町の支援と主体的な関与」についてのご質問にお答えします。

洋上風力発電事業につきましては、他の自治体の事例からも、地域の将来を見据えた大きな可能性を有するものとは認識をしております。

また、現在、洋上風力発電準備委員会による地区説明会におきまして、地域の皆様との意見交換が行われ、町民の方の中には理解を示しておられる方がいらっしゃることも承知をしております。しかしながら、洋上風力発電の誘致に対し、反対の声があることも事実であります。

これまでの答弁の繰り返しとなりますが、まずは発電事業者が主体となって、漁業者の皆様をはじめとする関係者との丁寧な対話を重ねていくことが重要であると考えております。

また、本町において漁業は基幹産業であり、合意形成が十分に得られていない段階で、特定の方向に踏み切ることは、地域の分断を招くおそれがあります。漁業者の皆様との十分な合意形成が得られていない段階では、本町が主体となって洋上風力発電事業に取り組むことは考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

伺いました。まずは事業者が主体となって漁業者と対話すべきとのご答弁でした。しかし事業者と漁業者が直接対峙するだけでは、利益相反が生じやすく、かえって地域の分断を招くおそれがあると思います。だからこそ、公平な立場である町が正確な情報の提供や両者が冷静に協議できる場づくりを行うなど、ファシリテーター（調整役）として一歩踏み込むべきではないでしょうか。

傍観を続けることが最も地域の分断を放置することになりませんか、伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

傍観を続けることがかえって地域分断につながるんではないかというご指摘、ご質問です

が、私は当初から、発電事業者が主体となってやるべきと。ですから、そこを十分にコンセンサスが得られた場合にはという言葉も含めて答弁してきております。

公平性を保つうえからも、この発言に変わりはございません。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

はい、もう既に５回この件について質問させていただいておりますので、その件については十分承知しております。発電事業者なんですけども、例えば大峯山にある陸上の風力発電機であれば、事業者が主体で全て事業者の責任で行うということになります。

ただもう何度も説明しておりますように、これは国の法にのっとって最終的に発電事業者同士がお互いに入札に参加して、事業の実施者を決めるわけですね。今現在、お世話を焼いてくれている発電事業者がイコール発電事業者ではないわけなんですね。

発電事業者ももちろん企業ですので利益のためにやるわけなんですけども、半分はやっぱり隠岐の島町のためにできることはないかということで、ほかの、今、隠岐の島町に賛助していただいている企業の皆さんと同じ感覚だと思っています。ですので、本当に耐えられなければ、あるいはほかでもう十分用が足せるということであるなら、もう、さっさと帰られてしまう。そういうふうに感じております。そういう焦りを感じておるところでございます。ですので、本当に発電事業者が漁業者の方と渡り合って、解決策を見いだすなんていうのは、もう筋違いもいいところというふうに思っております。

それでは、よろしいでしょうか。２点目について伺います。２点目は、「データセンター誘致」を起爆剤とした新たな産業・雇用創出への見解を伺います。

町内の商業経営者からあがっている洋上風力発電の電力をいかしたデータセンター誘致という新たな声について、町長はどのように受け止めておられますか。秋田県の事例のように、単なる売電にとどまらず、莫大な電力を地元で消費する巨大産業を呼び込むことは、当町が抱える最大の課題である人口減少と経済衰退を打開する強力な一手になり得ると考えますが、ご見解を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「『データセンター誘致』を起爆剤とした新たな産業・雇用創出への見解」についてのご質問にお答えします。

以前、本町におきましても、コールセンターの誘致に併せ、データセンターの誘致・建設を検討した経緯がございます。

データセンターの適地は、風水害や地震の影響を受けない広大な敷地で、かつ大電力の安定した供給、そして高速で大容量の通信回線が必要など、多くの要件を満たさなければなりません。また、雇用面におきましても、暫定的な雇用にとどまることから、誘致を断念したところがあります。

生成ＡＩの普及により、データセンターの需要が高まっている状況におきまして、大電力の安定した供給が見込める状況になれば、「データセンターの誘致」につきまして検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　千 代 志 ）

はい。伺いました。大電力の安定した供給が見込める状況になれば、データセンターの誘致につきまして検討してまいりますということでございました。まさしく先ほど、ご答弁にありましたように、この設置環境というのが大変大事で、地震や風水害に守られてる隠岐の地であればですね、他よりも有利な部分はあるんじゃないかなと思ったりします。

それとあと、松江市におけるデータセンターの誘致というのが、先日、9月12日土曜日の山陰中央新報に掲載されておりました。皆様ご存じかと思います。こういったふうにもう現実的な話、これは新しく誘致されるということなんですけども、もう既に駅の近くに稼働されてるという情報も聞いております。

こういった実情によってですね、通信網、これは光ケーブル、海底ケーブル、Ｇ６中継局などの進化によってですね、隠岐の島でも技術的に十分可能である状況になったと感じています。その上で自立する経済体系を構築する時期に来ています。通信インフラ整備も含めた誘致戦略をどう描くか、そういった視点から検討を始めるお考えがあるのかどうか。現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

データセンターの誘致について今から検討をすべき考えはないかということでございますが、一旦、検討して先送りといいますか、断念した経過を経験しておりますし、まずは先ほど申し上げましたように、大電力、確保できるかどうか見定めてからということだと思っています。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

はい、ありがとうございます。その大電力の生産について、ぜひご理解をいただければと思います。

最後の質問をさせていただきます。再生可能エネルギーを核とした本町の将来ビジョンへの見解を伺います。生成ＡＩの普及により、再生可能エネルギーの供給地がそのまま次世代産業の集積地になる時代が到来しています。本町の周辺海域が持つ浮体式洋上風力の高いポテンシャルは、我が国のエネルギー政策にも大きく貢献し得る、極めて貴重な地域資源です。

現在、政府は国家戦略として、脱炭素と経済成長を両立させるＧＸ（グリーントランスフォーメーション）政策を強力に推し進めています。この国を挙げた時代の波と、本町の地の利を逃すことなく、本町を次世代グリーン産業の拠点として位置づけるような中長期的な戦略やグランドデザインを今こそ描くべきと考えますが、町長の見解を伺います。

（ 「議長」と呼ぶ者あり ）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、脇田議員の「再生可能エネルギーを核とした本町の将来ビジョンへの見解」についてのご質問にお答えします。

浮体式洋上風力発電を初めとする再生可能エネルギー事業は、ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）政策のもとで国も重点的に推進している分野であり、本町にとりましても、風況などの地域特性を踏まえれば、大きな可能性を有するものとは理解しております。

しかしながら、洋上風力発電事業は、地域経済への波及効果が期待される一方、海域利用をめぐる調整や環境への影響、さらには漁業との関係など、慎重に整理すべき課題も多く存在いたします。

特に本町において漁業が基幹産業であることを踏まえれば、合意形成を最優先に進める必要があると考えております。

このことから、漁業者の皆様との合意形成が十分に進んでいない現時点におきましては、具体的な見解を申し上げる段階にはないものと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

はい、再質問をさせていただきます。

先ほど、資料をお示ししました。既に松江市ではデータセンターが稼働しておりまして距離の壁は越えられつつあります。データセンターというと都市の付近地、近郊でないと成立しないと言ってたのが松江まで進出してきてるということです。インフラ等の課題はあるものの、国益にかなう自立型経済の構築という大義とＡＩ関連事業という強力な成長産業を掛け合わせれば、国からのＧＸ認定や民間投資を十分に引き出せるはずです。

最初から不確実性を理由に諦めるのではなく、官民挙げての議論を今すぐ始めるべきと思います。このことについてどのような見解をお持ちなのか、伺わせていただきます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

データセンターの誘致について官民挙げて連携して行っていけばいいのじゃないかというご質問というかご提言でございますが、議員がこうご質問する以前から、民間の方にこういったことは伺っており、どういった形で進めるべきかということも、お話、協議をさせていただいたり、自分なりにどう考えていくのかということも、実は実際に整理をしてきました。

先程来申し上げますように、誘致には大きな条件がたくさんあります。やはり最終的に何回も申し上げてますが、電力が確保できない限り、また通信網が整備できない限り、誘致は

難しいものでありますので、そこらの辺を見極めての誘致だというふうに考えております。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

残り時間も少なくなってまいりました。最後の最後にですね、お伺いしたいと思います。

１番最初の質問で今、洋上風力発電の地域の住民の皆様が、地道な地区の説明会を行われております。そのことについては町は関与されないという状況でしたけども、究極的な質問を申し上げたいと思います。

なぜ町はいいことと分かっているのにやらないのでしょうか。なぜ自らが汗をかこうとされないのでしょうか。そこのところが私は絶対に分からないんですね、ご説明をお願いしたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。なぜ町が率先してやらないかと。もともと、どういった形で発電事業者の方が隠岐に来られ漁業関係者との協議をなされたか、そこに戻っていただきたい。

なぜ今、逆に、発電事業者は町に求めるのか。「自らの責任で誘致を行う。その節には協力をお願いしたい」というのが最初の私との協議でございました。

（　「そうだ」と発する声あり　）

そういった面で、やはり当初の通りやっていただく、それがお約束だと思っています。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

脇田議員。

○4番（ 脇 田　 千 代 志 ）

承知しました。最後の最後に、やっていただくというふうに私は聞いたと思っております。そういう姿勢でですね、住民の皆様頑張っておられますので、時には声をかけていただくようなことがありましたら、大変うれしく思います。質問を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、脇田千代志議員の一般質問を終わります。

ただ今から、15時15分まで休憩といたします。

失礼いたしました。15時30分まで休憩といたします。

（　会議休憩宣告　　１５時１５分　）

○議長（　安　部　大　助　）

皆さん、よろしいですか。少し早いですけども、おそろいですので始めてもよろしいでしょうか。

（　同意の声あり　）

先ほど、議員の質問中にほかの議員さんの私語がありましたので、是非そこは秩序を守っていただきますようお願いいたします。ご協力お願いいたします。

それでは休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（　会議再開宣告　　１５時２８分　）

引き続き、一般質問を行います。

次に、６番、牧野牧子議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

牧野議員。

○6番（ 牧 野　　牧 子 ）

はい。それでは事前通告に従いまして、森林整備について２件質問したいと思います。

一つ目です。放棄されている竹林整備についてでございます。近年、町内では放棄された竹林が増加し、生活環境や防災面での課題が顕在化しています。「隠岐の島町森林整備計画」では樹種別の標準伐期齢や伐採方法が示されていますが、竹は成長が著しく放置されることで生活圏への侵入、作物被害、道路への倒竹や視界不良、さらに竹は根を浅く広く伸ばすために、斜面の土壌が弱くなることによる崩落リスクなど、多様な影響が生じます。

本町では、道路への倒竹は景勝地など被害が明らかになった場所については、集落周辺里山整備事業など県の支援制度を活用し、県と連携をしながら対応されていると承知しております。

しかし、山中に広がる荒廃竹林については、所在者不在や高齢化などにより整備が進まず、放置竹林が拡大している状況が見受けられます。これは現時点で直接的な被害がなくても、放置竹林は静かに危険度が上がっていくタイプのリスクであり、将来には生活環境の悪化や防災上のリスクとなる可能性が非常に高いと考えます。

隠岐の島の山里は生活環境の保持や防災の観点からも、被害が出る前の予防的な整備が必要であると私は考えます。

そこで町長に伺います。放置竹林による竹害について本町はどのように課題を認識し、山中の荒廃竹林を含めた予防的な里山整備を進める意思があるのか、町長の所見をお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、牧野議員の「放棄されている竹林整備をする考え」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本町におきましては、管理が行き届かない竹林の拡大や道路への倒竹など、生活環境や景観、防災面で課題となっている箇所があることは認識しております。

竹林の管理につきましては、所有者による適正な管理を基本としながらも、道路沿いや集落周辺など、町民の皆様の生活や、安全への影響が大きい箇所につきましては、これまでに町内２地区で集落周辺里山整備事業が実施されております。

一方で、山中に広がる放棄竹林につきましては、所有者の高齢化や不在、土地の境界や所有者の把握などの課題があり、所有者に代わって本町が一律に整備することは難しい状況にあります。

しかしながら、放棄竹林の拡大は、景観や生活環境、防災面への影響も懸念されることから、その適正な管理を促すことは重要であると認識しております。

今後につきましても､集落周辺や道路沿いなど生活や安全への影響が大きい箇所を優先し、現地の状況や緊急性を踏まえながら、里山整備を支援するとともに、所有者や地域、県など関係機関と連携し、竹林の適正な管理と生活環境の保全に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○６番（ 牧 野　 牧 子 ）

はい、ちょっと再質問したいと思います。

所有者も、やはり土地の所有者の高齢化、不在で不明である。特に土地の境界や所有者の把握などが課題ということでちょっと地籍調査が進んでない山中などがあるということで、理解しております。

そして所有者にかわって、本町が一律に整備することはとてもそういったことがあって厳しいと。危険な場所から、優先順位を決めて支援をしていきたいという答弁であったと思います。

しかし、道路への倒木倒竹を未然防止するのは、それはもう当然のことでして、危険度が高い場所や公共施設や通学路においては、これが１番優先順位が高いということで、都度伐採をしていくとの答弁であったと思うんですけども、危険度が低いとされている山奥とか人の通行がほぼない箇所の、危険度が低い箇所の調査は、優先順位がそういったところの優先順位がないからといって放置するということは、やはり防災の面とか災害が起きたときに、そういった所から流木が起きるとか、そういったことも懸念されます。

そういうことで、やはり最低限ですね、現地調査や現状を把握する必要があると私は考えておりますが、町長のご意見のお考えをお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

放棄竹林の実態を確認できているのかいうことだと思うんですが、まず、町内の山中も含めて放棄竹林について面積や箇所を一元的に把握したデータは、まず、ありません。

そのためということでないですが、町内全域の状況を我々が荒廃していく竹林を把握できているかっていうのは、まずそれは、正直言って無理です。道路沿いや集落周辺、また、非常に住民生活に影響を与えるものについては十分、十分とは言わないですけども、その都度都度把握しながら処理をしておりますけども、山中のものについて、先ほども申し上げましたが、町が把握してそれを一律に町が実施する。それはとてもここではやりますというお約束ができるような簡単なものではないと思っております。

今後も、そういった荒れていく竹林について、地域からの情報や現地の状況などをみながら必要な箇所の把握、そして必要な箇所については先ほども申し上げましたが、また優先順位かと言われますけども、そういった計画的に整備をしていきたいと思います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○6番（ 牧 野　 牧 子 ）

竹林っていうのは本当にもう、季節が来ると一気に伸びる成長してスピードが異常に速い。もうあっという間に成長いたします。しかし積雪などで曲がったり折れやすく、根はやっぱり浅くてですね、斜面の土壌を本当に弱くすることで、地滑りのリスクを伴うと。今も本当にいろんな報道なんかで見たりをしますが、そういった報道の画面を見るたびにですね、我が町は大丈夫かなって思ったりしております。やはり、倒竹によっては河川に流れたり流木の災害などの原因になったりもしますので、そういったところも把握できたら、先ほど町長のご答弁のようにですね、この調査だけに時間を費やすのは、もう本当に無理だと。私もそう同感です。そのとおりだと思っております。

ですがちょっと、この間担当課のほうに竹林ってどれぐらいあるのかなということでちょっと調べていただきました。そしたら登記されてる分ではありますけども、148.6ヘクタールと隠岐の島の全体の0.6%ということで、そんなに占めるわけではないんですが、先ほどもね、町長も仰ったように、これをもう山の中まで入って調査するっていうのは、本当に不可能であるというのはとても私も分かります。

しかしリスクがあるのは本当に認識されていると思いますが、リスクがあるというのは本当に確実であるし、そこを最低限の調査が難しいというのであればですね、その竹林を利用した取組なんかもやってはどうかなと、私はちょっと今回はちょっと提案ではあります。

やっぱり民間の力でですね、課題解決をしていくのはどうか。この調査というよりも、その地区に自分の土地、地域にどれだけあるかっていう把握をされてるグループがあります。町内の今度、灯火まつりを運営されるグループでですね、やはり竹林が課題だと、もうすぐ10mなんかあっという間に成長して伸びてきて倒れてくると、本当に危ないといった課題も持ちながらですね、灯火まつりなどで竹林を使用しようということで始めてくださってます。昨年もですが今年も200本切り出したということも少し聞いております。やっぱりそういった民間というか自分の土地ですね、我が村、我が地区の中でも課題解決をしようとするグループもあるわけです。

例えば他の自治体もですね、富山県の氷見市や横浜なんかでもメンマを加工したり、あとは中野市でも竹のランタン加工をされて、やはりふるさと納税だとかあちこちで販売されている。千葉県の木更津市ではチップ化して公園整備に使用する、また農福連携モデルとして

竹林整備を農福連携、農業と福祉がコラボをしてですね、活用する自治体なんかも全国には複数あるということも確認しております。障害者施設や高齢者サロンが竹林整備に参加するなど、やはり自治体と企業連携ということで、環境省がグッドライフアワードなどでもそういった取組をしているということも、ついこの間私も知りました。竹をグッドライフアワードの中でですね、竹が竹害から竹材、竹を財源ということで竹害から竹材へと捉え、自治体と企業が連携して循環型モデルを構築するという事例も紹介されております。

やはり放置竹林を環境福祉､地域経済をつなぐ隠岐の循環資源に変える取組としてですね、そういった取組を考えてはどうかと思います。よくインターネットやＹｏｕＴｕｂｅなんかでも、よく私拝見するんですけども、竹を使用して粉砕して肥料にしていたりチップをつくったり、そういったＮＰＯ法人が立ち上がったりですね、いろんなところでそういった取組をね、ただもう害と捉えるんじゃなく資源を使おうという動きが起きています。

そして、地域おこし協力隊やＵＩターン者への提案としてですね、企業の手助けをして、やっぱり町が潤うような仕組みを考えてほしいなと私は思います。ということで、はい。またこういった取組を考えていただけるようにお願いではないですけども、そういう考えがあるかということでちょっともう一度、町長にも聞きたいと思います。お願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。あらゆる面で竹を活用した事業展開についてどう考えるのかということだと思いますけども、まず、竹を活用した事業、これについて採算がとれれば実施するでしょう。

まず基本的に放棄竹林という問題は、所有者による適正な管理が原則です。そこでの竹の管理ができないから、お願いするのであればまたそういったグループのほうにも紹介、紹介と言いますかお互いがすればいいんでしょうが、町が仲介して、この竹林はこの所有者だからと、そういったことをやるという考えはございません。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○６番（ 牧 野　 牧 子 ）

はい。そうですね、原則のお話は本当に理解します。

ですが、先ほどもちょっと出ましたけども地籍の境界線が分からない場所だとか所有者が不明であるとか、そういったところもあり、そしてリスクもあるとそういったところも、何ですかね、被害が起きてからの対策というのではなくですね、規定だとかいろんなものがあるとは思うんですけども、被害がおきて多額の被害がおきるよりも、やはり、町としての政策として、こういった取組をやっているほかの自治体もありますので、そういったところも参考にしてくだされればいいなと思っております。

午前中もですね、森林の里山を利用したワーケーションであるとか、地産地消で化石燃料の頼らない再エネ事業に注目をしているだとか、もう本当にいいお話も午前中にしっかり聞けたなと思っておりますので、そういったところにも今後、取り組みにほかの課ですね、自分の担当課じゃない課でも福祉であるとか、あと、先ほど地域おこし協力隊の話も出ましたけども、いろんな面で一体型というか一丸になって災害を防止し、竹害を防止してそこを財源にしていくような取組というのも考えていただきたいなということで、この質問は終わります。

それでは、二つ目の松枯れ被害木への対策についてお聞きします。

本町では、毎年、松くい虫防除のため薬剤の空中散布を実施されていると承知しています。空中散布については、人身被害が生じないよう最善の方法で実施されていることも理解をしています。また、景勝地では樹幹注入による防除も行われています。

しかし、町内を見渡しますと、松枯れがあちこちに進行しておりまして、その影響で倒木してしまっている箇所が各地で私は確認しております。かつて、松の木は住宅建材として重宝されていましたが、現在は、建築工法の変化によって需要も減少し、結果として管理されずに放置される松林が増え、近年の温暖化も相まって松くい虫被害が広範囲で発生しているのではないかと感じております。

とても私は町中に住んでおりますけども、総合運動公園の交差点付近で一度松枯れ被害がもう本当に大木でしたけども二、三本、もう茶色になっておりました。

そこでやはり地元の住民さんからですね、信号の交差点の上にあるのであれは危険だよということで、早急に撤去してほしいとの訴えがもう本当に繰り返しいろんな方から寄せられておりましたが、撤去までにはとても時間を要していたことを記憶しております。

このように松枯れ被害木は町内の広い範囲のあちこちで見受けられるようになりました。放置すれば倒木による危険や、山中ばかりでなく景観が、さらには周辺への被害拡大も懸念されます。そこでお伺いします。

松枯れ被害木が町内で広範囲に発生している現状を踏まえ、今後どのような対策を講じていくのか。また、必要性が生じた箇所のみの対応をする方針なのか、それとも予防的な管理を進める考えがあるのか、町長の所見をお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、牧野議員の「松枯れ被害木に対する町の方針」についてのご質問にお答えします。

本町では、海岸部や集落周辺など、防風や防災、景観の面から保全が必要な松林がある一方、松くい虫被害は広範囲に及んでおり、被害木の増加や倒木による安全面、さらには離島特有の搬出・処理コストなどが課題となっております。

こうした状況を踏まえ、保全が必要な松林につきましては、薬剤の空中散布や樹幹注入による予防措置を実施いたしますとともに、被害木につきましては、伐倒駆除を実施しているところであります。

一方、松くい虫被害は広範囲に及んでいることから、町内全域を対象とした防除や被害の根絶を図ることは、財政負担や実施体制、安全面、周辺環境への配慮などの課題があり、現状では困難であると認識しております。

このため、予防措置や伐倒駆除が実施できない区域につきましては、倒木等による危険性の高い枯松を優先し、危険木処理事業等により町民の皆様の安全確保を図っております。

また、危険木の処理につきましては、所有者による伐採を基本としつつ、より持続可能な対策となるよう、所有者による伐採を支援する方法も含め、検討してまいります。

今後につきましても、保全すべき松林の維持と、町民の皆様の安全確保を優先し、県や関係機関、土地所有者等と連携しながら、被害の拡大防止と危険木への対応を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○6番（ 牧 野　 牧 子 ）

はい。私がちょっと、町長に意地悪っぽい質問をしてしまいましたけど、放っておくのか

それとも手を講じて松枯れ被害を防止するのかといった言い方したのは、10年か15年ぐらい前に西ノ島のほうで松くい虫がすごくひどくて防除が追いつかずにそのまま放置になって松がほぼ枯れた。そういった事例があったと聞きました。それでちょっと役場のほうに少し、電話でしたけどもお聞きしたときに、あれからどうなったんですかと。聞きましたら全部枯れたと。だけど、今はどうなってるかといったら、松はやはり強くて、また、少しずつ再生していると。松くい虫はどうなりましたかという質問に、やはり出てくると。やっぱり、しっかり薬剤散布というか伐採をして袋に入れ薬剤につけて、全てそういう、もう手間のかかることですけどもそこまでしないと根絶は無理だということもお聞きしました。

もしですね、私がまたちょっと再質問をしようと思っていることはですね、所有者の不在や高齢化による管理不全がね、広がる中で、やっぱり松枯れの被害木はもう今の時点で生活圏にやっぱり直接影響がなくてもですね、将来にもやっぱり倒木、崩落、道路を閉鎖するなどの危険がやはり潜んでいます。町としても、実態を把握しておくことは先ほどの竹と似てはいるんですけども、住民の安全確保の観点から、やはり行政として、これは把握しておくということは大事かなあと、不可欠であると考えています。

さらに、国のガイドラインの中でも、森林の荒廃が災害リスクを高める場合、自治体は状況把握に努めることが望ましいとされております。調査は、所有者の同意を必要としない行政権限の範囲で実施可能ですということもちょっと調べた中でありました。

したがって、竹林や松枯れ被害木の現状を把握するための調査は、やはり、伐採や整備を行うための事前行為ではなく、町民の安全を守るための最低限の行政責任と位置づけられるべきものではないかなと思っております。このことからですね、被害が発生した箇所のみ対応するのではなく、危険性の高い斜面や管理不全が疑われる区域などについてはですね、町として実態把握するために調査を行う必要があると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

曽我部農林水産課長。

○番外（ 農林水産課長　曽 我 部　　一 彦 ）

質問の内容としましては、調査ですか。

（　牧野議員うなずく　）

はい。先ほど来、町長のほうからも答弁はしておりますが、本町の森林はですね、町の約

87%を占めておりまして広範囲に及んでおります。そのことからもですね、なかなか調査を担当課の方でするというのは難しいことかなとは思っております。

ただですね、答弁にもありましたように、この松くい虫につきましては守るべき松林、景勝地であります。白島、浄土が浦、ロウソク島につきましては空中散布を引き続き実施していく予定でありますし、神社・境内地につきましては樹幹注入等で守っていくことを継続してやってまいります。

先程来あります、道路沿いでありますとかそういったものにつきましては、日頃からですね、パトロール等も実施して危険木の調査をしておりまして、優先度をつけて処理のほうを実施してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員に申し上げます。

再質問は、あくまでも町長の答弁の内容について、質すとこでありますので簡明に質問をしてください。お願いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員。

○6番（ 牧 野　 牧 子 ）

失礼いたしました。はい。実はこの質問をするのは議案が出る前に考えておりました。あと今回の補正の中にですね、当初予算と同じぐらいの、同じ以上の補正がついておりました。やはり、どんどん広がってるっていうことも町のほうでも対処してくださってるし、先ほどの町長の答弁の中にもありましたが、やはり危険な場所から防除をしていくし、景勝地とか観光地についても放っておくことはなく、危険性の高い枯れ松の方から優先して、

○議長（ 安 部　 大 助 ）

牧野議員に申し上げます。これは質問ですか。

○6番（ 牧 野　 牧 子 ）

はい。いやそうです。

まだ続きます。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

質問であるなら簡明にお願いしてよろしいでしょうか。

○6番（ 牧 野　 牧 子 ）

はい。答弁の内容はとてもほっておくことなく、続けていくんだということは聞きましたので、そこはいいと思います。

ただ、今期の夏ですね、全国各地で大雨による豪雨災害がもう本当に発生しておりました。先ほども申しましたけどテレビでも見るような、ああいった風景というか他人事ではないと感じておりましてですね。やはり、そういったことも隠岐の島でもそういうこともあるかもしれないということも分かっていただきたいので、やはり、ちょっと質問しようと思ったんですけどもこれでやめときます。

しっかり町のほうがですね、一丸となってですね、取り組んでいただけたらなと思いますので、これで質問をやめておきます。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、牧野牧子議員の一般質問を終わります。

次に、12 番、前田芳樹議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

前田議員。

○１２番（ 前 田　 芳 樹 ）

それでは質問をいたします。

まず１点目の、国道・県道・町道・林道の沿道法面と河川領域の雑木伐採についてです。

周辺部の地域では国道・県道・町道・林道の沿道法面と河川の河床や堤防にですね、雑木が大きくなって茂っている箇所が増えております。災害防止と景観保持のために、どこも 10 年に１度ぐらいはですね、順番に伐採をしておくべきではないでしょうか。

島の玄関口や中心地域の多額な社会資本の整備は必要でありますが、周辺部地域の災害防止や景観保持や地域振興策をおろそかにするような偏向した事態があってはなりません。周辺部地域住民の生活基盤であります通勤道路や林道や水田水利に欠かせない河川の河床や堤防は絶えず整備をしておくべきであることは言うまでもありません。

道路法面の雑木は大木になりますと道路に倒れてくるので、小さいうちに定期的に伐採をしておくことが災害を未然に防止することになります。道路法面の上部から枯れた松が道路脇に落下しているのに放置をされている町道さえあるほどにですね、道路沿線や河川の荒廃箇所が増えております。行政によります国道・県道・町道・林道・河川の定期的な安全管理パトロールや維持修繕は、効果的になされていないように見受けられます。

このようにですね、周辺部地域の道路や河川が荒廃した状態に陥っているのに、なぜすぐに対処できないのか、疑問点を考査し、そしてまた改善策を講ずる必要があります。

国道・県道・河川は島根県の管理管轄でありますが、町からの要請を受けてから課題の改善に動き、町からの要請が前提になると以前に県から聞いたことがあります。

一方、全国の町村自治体と同様に、少ない自主財源しか持たない隠岐の島町の担当課は、二言目には決まってお金がないと言います。制度補助金事業に該当しない事柄は予算立てが困難で、資金捻出に時間がかかるようであります。

また、沿道の雑木伐採などに関する技術的な知識と経験を町職員の方々が高めていただき、施工現場で業者への指導監督ができるようにするべきであります。デスクワークに追われて現場の施工管理に出かけられる技術職の人員が少な過ぎて手が回らない現状ではないかと推測をいたします。

取るべく対策といたしましては、隠岐の島町が技術職の人員を内部で育成しながら、実務経験者の中途採用募集もしながら増員をし、対処予算の増額措置にとり組み、県の管轄箇所は絶えず島根県に対してこれまで以上に強く要請をし続けていくことが重要となります。

また方法論の一つとしてですね、農林課所属の環境整備員の組織を拡大充実させて町が自前の組織で周辺地域全域の道路沿線の美化に絶えず取り組むとか、また、地区自治会で業者委託ができるところには、道路や林道や河川の延長に比例して随意契約規定で許容される範囲の予算を地区に配分する地区委託方式を工夫するとか、業者に提出させた工事費の見積書任せではなく、この区間は随意契約規定の税込み 200 万円以下で境界標識までの雑木伐採をしてくださいとか、自らの工事費見積りで実行をするべきだと思います。

公共工事の小規模工事は、経費率も高くて工事費が倍増してしまうという積算構造になっていると思いますが、工事費を抑制しながらですね、施工延長を伸ばしていくよう対処方法を改める余地はたくさんあるようです。

私はですね、平成 22 年６月から、道沿線の雑木伐採などに関する提案質問を７度もしてきましたが、対処は余り進みませんでした。残念に思いますけれども、道路や河川のですね、改修や、開設する時のきれいな状態は見る陰もなくなっている箇所が増えています。そこで、対処が必要な箇所の具体例といたしまして、何箇所か触れてみたいと存じます。

まず国道 485 号線についてです。真杉待避所から伊後までの道路両側法面の雑木伐採が必要です。真杉待避所から日の津トンネルの前後ではですね、雑木が歩道を覆い車道上にまで伸びております。法面の雑木を切ったことがない箇所が多くあります。とても国道とは思え

ない管理状態だと私は思います。

五箇トンネルの五箇側出口、右側法面の桜並木がですね、雑木や小竹に覆われて、五箇地区への玄関口だというのにあまりにも見苦しい状態です。桜並木が見えるように復元するべきだと思います。切った竹や雑木は腐って肥料になりますので搬出の必要はありません。桜の根元に積み上げて置き、産廃扱いにする必要はないのであります。植林の下刈りと一緒で産廃にする必要はないのです。工事費の抑制につながることであります。

次に願満寺下のカーブ内側の法面の雑木とメドハギの伐採が必要であります。都万路入口前後から小路の桜並木までの道路両側の法面の雑木伐採は、道路改修がされて以来ですね、島根県はしたことがありません。なぜ伐開してきれいにしないのかといつも不思議に思っております。

山田地区のなかよし橋から山光久見トンネル入口までの道路法面の竹林と雑木の伐採は、平成20年のトンネル開通以来にしたことがありません。大きく茂っております。

次に八尾川ではですね、原田の蔵見橋から雨来の中河原橋の区間で河床や護岸に柳などの雑木と竹が生い茂り、対岸も見えない状態の箇所があります。国道沿いであるのに、長らく放置されています。中河原橋の下流側堤防の内側の雑木の繁茂は伐採が必要であります。

重栖川では、南方地区区間の河底にですね、大量の砂利が堆積して洪水の危険があるからと南方区長が単独で隠岐支庁へ要望活動し、１区間の撤去は終了したといいます。県は続いてやると言っているそうですが、町の担当課から下流域の全区間に対する早い施工を要請するべきであろうかと思います。

次に久見川ではですね、平成15年前後に河川改修をしましたが、土砂堆積が激しく、河口付近では、水位の高い夏の間でも土砂が水面上に出ている箇所もありまして、洪水の危険があるので、事前に防止対策が必要であります。また、河川改修のときの協議はですね、地区民は将来の除草が問題であるから３面土盛りの堤防に反対をしておりましたが、案の定ですね、現状はくず葉と雑木に覆われて川面の見えないか所が多くなっております。河川改修した区間の堤防の３面除草と堤防背面や河床の雑木の伐採が必要であります。八尾川の池田から原田付近ではですね、堤防の３面除草をしておりますが島内周辺部の小さな河川ではですね、整備と管理が置いてきぼりになっているのだなと感じます。

次にですね、町道久見20号線と漁港関連道・代経由北方までの島後環状線区間の道路法面の雑木伐採に関してですね、令和６年３月定例会の予算議決直後に、当時の担当課長がやっと２千万円の予算が取れました。これでこの全区間の道路境界標識までの雑木伐採をやりま

すと言っておられました。しかしその後ですね、他の箇所に過半の予算を使ってしまったとか、これまでに施工したこの区間では道路境界標識までには程遠い施工結果でありました。

いまだにですね、実質的には４分の１程度しか進んでいないと私は思います。なぜ道路沿線の雑木伐採にこんなに時間がかかるのかと。人事異動の申し送りは徹底していなかったのかなどと疑念も生じます。島を回る幹線道路ですので、法面から雑木が倒れてきたり視界を遮るようなことがないようにですね、早期に対処する必要があります。この路線もですね、道路開設以来、法面の雑木伐採をしたことがありません。

次に西の浦林道ではですね、開設するときの姿とはかけ離れて劣化荒廃をしております。法肩が崩落して何年も放置されている箇所が３か所、法面から雑木が道路を覆い昼も暗い箇所もあります。林道開設以来、沿道や法面の本格的な雑木伐採をしておりません。銚子牧道三差路からですね、伊後までの区間が特に荒廃をしております。管理不十分な状態に陥っております。

どこの箇所もですね、予算不足と技術職員数の不足に起因することであろうと推測をいたしますが、周辺部地域の国道・県道・町道、そして林道の沿道法面と、河川の河床や堤防に雑木が大きくなって茂っている箇所がですね、非常に増えていると感じますので、災害防止と景観保持のために島根県に強く要請をしながら全域を順番に、早期に伐採をしておくべきではないでしょうか。

町長のご見解をお伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の「国道・県道・町道・林道の沿道法面と河川領域の雑木伐採」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、道路沿線や河川の雑木等の繁茂は、景観上の問題に加え、倒木による通行障害や視界の悪化、河川の流下への影響など、安全・防災面からも適切な維持管理が必要であると認識しております。

本町におきましても、維持管理に努めておりますが、管理箇所が多く、限られた財源や職員体制の中で、全ての箇所を定期的に伐採することは難しい状況にあります。

ご提案の「10 年に１度の計画的な伐採」につきましては、一律の周期による対応ではなく、

樹木の繁茂状況や倒木等の危険性、道路・河川への影響、緊急性などを踏まえ、優先順位をつけて計画的に対応する方法について検討してまいります。

国道・県道及び県管理河川につきましては島根県が管理主体でありますことから、本町といたしましては、危険箇所等の情報を把握し、必要に応じて隠岐支庁県土整備局へ情報提供や要望を行ってまいります。ご指摘の国道485号、八尾川、重栖川、久見川等につきましても、状況を確認し、必要な対応を求めてまいります。

町道・林道等につきましては、危険性や緊急性を考慮しながら、環境整備員や地区との協働、専門業者への委託など、効率的な維持管理の方法について検討してまいります。

今後につきましても、道路や林道、河川周辺の安全確保を図るため、関係機関や地域と連携し、限られた財源と人員を有効に活用しながら、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

前田議員。

○１２番（ 前 田　 芳 樹 ）

再質問はいたしませんが、本当一言だけ申し上げたいことがあるんです。

令和６年３月議会でですね、議会後にですね、道路境界標識まで伐採しますという話がありましたもんだから、これをうやむやにしていただきたくないなと感じるところですね。

後任者をですね、大変だけれども、予算をつけてもらってしっかりと取り組んでいくべきだと思います。

次へ進みます。２点目の２０５０年脱炭素化ロードマップを完遂できる方法についてです。

本町のゼロカーボンシティー化計画を完遂できる方法は、今のところ浮体式洋上風力発電事業しか見あたらないと私は思います。ロードマップの策定と公表はしておりますが、小規模な実行例しか具体化できておりません。地球温暖化を抑制する脱炭素化は、反面では膨大で再生可能な電気エネルギー源を生み出す必要があるわけです。これを実現できると思われる浮体式洋上風力発電事業が、本当のところ、どれだけの経済効果や自主財源を本町にもたらして財政状況の改善ができるのか。そしてまた、人々がどれだけ住みやすい町になれるのか。プロジェクトチームをつくってですね、検証し、そして町民に資料として公表してはどうでしょうか。

産業革命以後にですね、化石燃料を燃やし続けてきて地球温暖化を招いた結果でありまし

て、気候変動が高じて、このままでは地球は破滅するのだろうかなと私は思ってしまいます。既に、海水温の異常で海の中の生態系は狂い、陸上でも様々な異常気象現象が現れて、大災害が多発しています。やがてですね、地球は地殻から化石燃料を掘り出し続けて水に置き換えられて、ブヨブヨなボールになってしまうのだろうかと、遠い先のことが心配してしまいます。

原子力発電に頼った結果にですね、放射性廃棄物を地中に埋め込み、戦争では原子力発電所を標的にし合って、やがてですね、地球は放射能に包まれて人間は住めなくなるのでしょうか。

風はですね、強く吹き過ぎて災害を被らせることはありますが、地球温暖化への悪影響はなく、永続的に利用できる莫大なエネルギーをもたらしてくれます。隠岐の島町の北西方向からの季節風は、隠岐の歴史以来、有史以来ですね、隠岐を流人の島にしたほどに島の人々を苦しめてきましたが、これからはですね、この季節風は隠岐の人々に大きな利益をもたらしてくれる可能性があるのです。沿岸漁業者は急激に減ってしまいまして、境港に遠いこの北西海域は、漁業空白海域化がますます進んでいくと想定できます。この広大な海域をですね、島の人々のために活用することを考えるべき時でもあると私は思います。

つい最近での、政府のエネルギー基本計画は２０４０年度には、電源の４割から５割を再生可能エネルギーとする目標を掲げているそうです。経産省は、中でも洋上風力を切り札として増やす方針で、施設の建設費に充てる支援金を3.5倍に引き上げるとか、発電事業者支援を手厚くするとしています。この機に、浮体式洋上風力発電事業が２０５０年脱酸素ロードマップを完遂できてですね、同時に、本当のところどれだけの経済効果や自主財源を町にもたらして人々がどれだけ住みやすいまちになれるのか、プロジェクトチームを組んで検証し、公表してはいかがでしょうか。

町長のご見解をお伺いいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の「２０５０脱炭素ロードマップを完遂できる方法」についてのご質問にお答えします。

現在、本町におきましては、令和５年度に策定いたしました地球温暖化対策実行計画によ

り、基準年度に対し２０３０年までにＣO2 排出量を 50％を削減する目標に向かい、協力企業との連携のもと取組を行っております。

また、確実に計画を推進するため、脱炭素推進戦略会議におきまして、ＰＤＣＡサイクルを用いた計画の進捗管理を行っております。なお、直近の削減量は基準年度に対し、約 24％の削減を達成いたしました。

洋上風力発電事業につきましては、これまで答弁させていただきましたとおり、発電事業者が主体となり、漁業関係者及び地域の皆様のコンセンサスを得られた段階で、洋上風力発電事業の可能性について検討するべきという本町の基本的な考え方は既に周知されていると思っております。

詳細な風況調査をしていない現在の状況では、発電量も経済効果も試算が困難であり、議員ご提案のプロジェクトチームでの検証につきまして、できかねるものと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

前田議員。

○１２番（ 前 田　 芳 樹 ）

再質問をいたしません。一言だけ。２０５０年度にはですね、発電所のディーゼルエンジンとか大型漁船、建設重機もですね、燃料を変えなくてはならないという話であってですね。

隠岐の島町にとってはですね、とても難しい課題だと思います。ですので、取組をですね、一段と加速する必要はあるようでございます。

以上で終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

ここで皆様にお諮りいたします。本日の会議、午後５時半まで時間延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

異議なしと認めます。そのように決定いたします。

最後に、７番、齋藤則子議員。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

齋藤議員。

○7番（ 齋 藤　　則 子 ）

皆様、長い間ご辛抱くださいまして、本当にお疲れさまでございます。また町長の集中力には敬意を表したいと思います。

それでは質問を短くしたいと思いますので、５時までには終わらせる予定で私としてはおりますので、よろしくお願いいたします。

私の一般質問に通告どおり入りますが、途中で事実誤認等が生じましたので、そこら辺ははしょっていきたいと思います。私の質問の趣旨って言いますのは隠岐の島町の文化財保護と観光振興に関する町の姿勢について問うものでございます。

まず、西郷岬灯台のレンズの引取りに関する町の姿勢を問うという題目で、実は今年の３月、西郷岬灯台のレンズの取り換えがありました。新聞でも報道されましたから皆さんもまだ記憶に新しい事と思います。このレンズは1921年、つまり大正10年の初点灯から105年間にわたり隠岐の海の安全を見守り続けてきました。そしてこのレンズは、第一次世界大戦の影響を受け輸入が困難になっていたことから､国内で初めて製造された国産第一号でした。

隠岐の島町図書館でも８月７日から25日まで展示されていた「しまね景観賞」の写真パネルの一つがこの西郷岬灯台で、そこにもこの国産第一号の灯台レンズの説明がありましたから、ご覧になった方もいらっしゃると思います。

今年の３月４日付けの山陰中央新報の「西郷岬　国産初の旧型レンズ解体」という記事の最後にも、境海上保安部交通課長の談話がございまして、レンズを仮保管し受入れ先を探しているということでございました。

で、少々遅きに失しましたが、このレンズの行方が気になり７月末に隠岐海上保安署を訪ね、隠岐の島町で保存すべきだとの思いを告げてこの灯台レンズの行方を尋ねたところ、灯台に関しては境海上保安部が管内の灯台や航路標識の保守点検を行っているので、境に連絡してみるということで、四、五日してから、舞鶴市の第八管区海上保安本部の交通課の担当者の方から電話が参りました。そこで分かったことが私には衝撃的でした。隠岐の島町にレンズはいらないか尋ねたところ、要らないと言われ、それならと公益社団法人燈光会に相談し、島根県の出雲日御碕灯台に灯台資料展示室もあることからと、そちらのほうに行き先が決まったとのことでした。

そして一般質問の締切り後に確認して分かったことですが、要らないと言われたのではなく、ここに事実誤認があったわけですね。要らないと言われたのではなく、昨年の11月１日の灯台記念日に合わせて一般公開することを役場に広報してもらうために依頼したついでに

レンズは要らないかと聞いたが、その後何ら返答がなかったので、要らないものと判断したとのことでした。この点、訂正します。

少々前置きが長過ぎましたが、要するに私が言いたいことは、レンズの受入れ、一応レンズは日御碕灯台の方に行き先が決まってはいるわけですけども、もう一度大変重要な一世紀以上にわたり隠岐の海を照らし続けた、しかも国産第１号のレンズであるということから、第八管区海上保安本部とか境海上保安部、それから日御碕灯台ですね、出雲の日御碕灯台などと協議して、ぜひ、このレンズを隠岐の島町が保管できるようにしていただきたいということでございます。

ちょっと質問が、１番と２番がもうつながってしまっておりますので、そういう協議するというお考えになれるかどうかというところをちょっと、お伺いしたいということでございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

はい。「西郷岬灯台のレンズの引き取りに関する町の姿勢」通告の一般質問に加えて、「今後行き先が決まったものについて、再度要請する考えがあるか」という、２点だと思いますけども、一般的に普通のお答えをいたしますとまず町の姿勢についてのご質問にお答えしますが、当時、本町はレンズの引き取りを希望しない旨の回答をしたのではないかとのご指摘につきましては、先ほどお話がありましたように、改めて当時の境海上保安部とのやりとりを確認いたしました。その結果、レンズの引き取りについて、正式に受け入れの可否を検討した事実は確認できませんでした。

一方、境海上保安部では、本町から引き取りを希望しない旨の回答があったものと受け止めておったと当時のやりとりについて、双方の認識に相違があったものと考えております。結果として、レンズの保存や活用についての検討する機会につながらなかったことにつきましては、残念であったと感じております。

西郷岬灯台のレンズは、長年にわたり、隠岐海域の安全を見守ってきたものであり、国内初の国産灯台レンズとして、隠岐の歴史や灯台技術の発展を伝えるうえで、重要な資料であるとは認識しております。

こうした地域の歴史や文化を伝える資料について、その価値を後世に伝え、適切に保存・

活用していくことは重要であると考えております。

そこで、先ほどの今からでも町で保存する考えとして関係機関に働きかける考えがあるかということになってきますが、現在この燈光会、日御碕で保存活用先が決まっていることに加えまして、今から本町で横取りのように関係機関にうちが、というようなことが働きかけることが良いことかどうかという点ではそういった考えはしておりません。

本当に今後、先ほど申しましたが、今回の件を教訓として重要な資料の保存活用につきましては、関係部署で情報を共有して組織として適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

２点目で、働きかけをする考えはないかという点につきましては不本意かもしれませんが、結果が出ている以上、そういった考えはないということでございます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

齋藤議員。

○7番（ 齋 藤　　則 子 ）

あんまり再質問する意思はなくなってはいたんですけども、やはりですね、この件を何でしたっけ。どこでしたっけ。この件を教訓としっていうのは、要するに今、町長もはっきり仰ったわけですけれども、別にこれから協議することは非常に幾らでも可能だと思います。それは意思の問題であって、私だったらもう絶対にすぐに出かけていって交渉します。その交渉に向こうが乗らないってこと私は絶対ないと思います。

隠岐の島町で105年間も海を照らし続けた非常に貴重な文化財ですから、別に今年に決まったことであって実際にまた据付けているかどうか私もそこまでは確認しておりませんけれども、それをまた隠岐のほうに戻してもらうっていうことは幾らでも協議上可能だと思っております。そこはもう本当にやる気の問題なわけですね。

北海道のほうでも、白神岬灯台っていうところがありまして、そこももう2024年ですか、やっぱり同じ、西郷岬灯台と同じ型のレンズが役目を終えたということで、函館の海上保安本部のほうから松前町のほうに寄贈されております。もう一つは、カムイ岬灯台のレンズなんですけども、これはすごく古いもので、まだ外国から輸入が可能だったときの、フランス製のフレネル式レンズ、それは役目が終わったのがもう60年以上前になるようなんですけども、大阪に展示されてそのまま保管されていたものが60年ぶりに里帰りしております。

そういうこともございますので、また後からやっぱり、あそこの国産第１号のフレネル式

レンズはやっぱり隠岐に戻すべきじゃないかみたいな話にはなるんじゃないかというふうに思いますね。まだ数か月しかたってないわけですから、そこのところは是非、町長に頑張っていただいて、隠岐にその文化財を取り戻すというのは変ですけれども、取られたわけではありませんから取り戻すっていうのは変ですけれども、ぜひそこら辺のことは尽力していただきたいと思います。これについてはご答弁は結構でございます。

では次に、「文化財を観光振興に資する町の姿勢について」足早に参ります。

先ほど灯台のレンズの件もそうですが、佐々木家住宅は猛暑が予想されるからと７月15日から９月15日まで休館、隠岐自然館はエアコンが稼働せず８月15日から休業中、しかも復旧の見通しは立っていないということを私は電話で確認したんですけれども、それから１日か２日たってから８月末も近い頃町内放送で復旧の報告があり、一般質問提出後２日前後だったので私はとても面食らいました。

じゃあ、あの時の見通しが立ってないっていうのは何だったのかっていうふうに思ったわけですけれども。また隠岐郷土館はエアコン５基中２基は修理費用の予算がつかず３基稼働で対応している。これが現在の隠岐の島町の文化財活用の観光産業の現状です。隠岐の島町の産業の柱の一つが観光ではなかったのでしょうか。それがこんな有様で観光客に来てよかったと胸を張って言ってもらえるでしょうか。この状況は看過できない事態と把握しております。これまでにも言及してきましたが、例えば、岸浜の厳島神社や今津の白鳥神社に細々と伝わって残っている北前船関連の船絵馬が今では僅かしか残っていない北前船の証しの一つなんですね。また、50年前の西郷町誌に載っている文化財が未だに町指定になるどころか、保護されることなく放っておかれている文化財軽視のそしりは免れないと考えております。それら船絵馬はもう随分劣化しており、緊急に保護を必要とする文化財です。行政には文化財保護とそれを観光客の誘致に活用するという、観光産業に大きく資するという重大な視点がすっぽり抜け落ちていると感じています。それ故、西郷岬灯台の貴重なレンズを文化財と認識できないのではないかと思います。町長の所見を伺います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、斎藤議員の「文化財を観光振興に資する町の姿勢」についてのご質問にお答えします。

本町におきまして、文化財は「大切に守る」だけでなく、「地域の魅力として生かしていく」という考えのもと、重要な観光資源の１つとして活用し、観光事業に取り組んでおります。

しかしながら、一部の観光施設におきまして、エアコンなどの故障により観光客の皆様にご迷惑をおかけしております。また、船絵馬につきましては、各神社の所有物であり、文化財への指定には保管方法などの課題も多いことから、話が進んでいない状況であります。

議員ご指摘のとおり、文化財の保護と、それを観光客の誘致に活用することにつきましては、重要なことであると認識をしております。

今後につきましても、関係各課と情報を共有し、文化財の価値をしっかり守りながら、訪れる方に満足していただける環境を整えられるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

齋藤議員。

○7番（ 齋 藤　　則 子 ）

今のご答弁に対してちょっと、一つ再質問をいたします。

船絵馬については各神社の所有物であるというふうにとのご答弁でしたけれども、これは政教分離を盾にそのことは一言も出てきはきませんが、よく政教分離で神社のもの、仏教のものとかっていうのはっていう理由を今までずっと耳にたこができるほど聞いてきております。政教分離を盾にほぼ暗に拒否していると受け取りました。なぜなら、調査が行われた痕跡が見られません。

今のご答弁からもそれは分かるわけですけども。ということはそれら船絵馬の状態を把握してもいないわけですね。神社の船絵馬、一度専門家に調査してもらっていただきたいのですが、町長いかがでしょうか、この点お聞かせください。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　　大 助 ）

野津教育長。

○番外（ 教育長　野 津　　浩 一 ）

はい。絵馬の関係でございます。

厳島神社、岸浜に 50 枚ぐらいあることは確認をしてまして、その中の船絵馬は４枚ぐらいあるということも、私も写真で確認はしております。が、うちの教育委員会の担当のほうが

神社の所有ということで、総代の人とこれについて協議をさせてもらってますが、総代の方は全部でまだこの件を共有してないので、今後これをどうするかという議題として皆さんでまだ議論ができてないということで、今、少し待ってくれということで町のほうは伺っておりますので、議員さんが仰るとおり貴重なものだということも認識はしてますが、あくまで所有者の意向に沿っていきたいということで今進めておりますので、ご理解をお願いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

齋藤議員。

○7番（ 齋 藤　 則 子 ）

はい。今のご答弁でわかりました。そのように、進めていっていただきたいと思います。

それで、次に、地域振興・観光振興に関する提案についてでございます。

私の提案といいますのは世界的な文化人類学者クロード・レヴィ＝ストロースが1977年、昭和52年なんですけども、来島して来年で、2027年で50周年になります。観光客誘致に向け、今から大々的にアピールすべきと考えます。

これが私の提案です。ただ、文化人類学の分野では、専門家たちは長々しい名前をレヴィ＝ストと略して呼んでいますが、いかに世界的 知の巨人といえども、我々一般人には余りなじみのない名前です。レヴィ＝ストロースとはどんな人物なのでしょうか。

皆さんに知っていただかなければなかなか広報、アピールするといっても難しいことなわけなんですけれども、1番分かりやすい例ですが、レヴィ＝ストロースが昭和52年に来島した際、当時教育委員会に勤務していた木瀬一郎氏が一行を案内したときに、レヴィ＝ストロース夫妻を隠岐に案内した東大教授の吉田禎吾氏にどんな先生でしょうか、教授いわく、多分ノーベル賞を受賞されるような先生ですと聞きびっくりしたとあります。さらに隠岐の文化財の常連寄稿者の丹後亜興氏は菱浦港から内航船で別府に渡る一行と出会い、後の新聞であのときの存在感ある外国人がレヴィ＝ストロースだったことを知り、とてもびっくりしたと。レヴィ＝ストロースは自分が出会った人の中で最も偉い人と語ったことが、田中浩司氏のレヴィ＝ストロースの隠岐紀行に書かれております。

この世界的文化人類学者が隠岐を訪れたのは、日本の島が見たいという要望で実現したものです。レヴィ＝ストロースは自然と文化という視点が基本にあり、日本を高く評価しております。また隠岐の旅のことを忘れないと吉田禎吾教授に話したと言います。ちなみに当時、レヴィ＝ストロース一行は一昨年廃墟化していて、略式代執行で解体された眺海苑に宿泊し

ております。

ぜひ今年、来年と、このことを観光客誘致のキーワードにして隠岐の島町を盛り上げていくべきと考えます。町長のご見解をお伺いします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

ただ今の、斎藤議員の「地域振興・観光振興に関する提案」についてのご質問にお答えします。

近く、隠岐郷土館におきまして、クロード・レヴィ＝ストロース氏を紹介するコーナーの設置を検討しているところであります。

また、島根県をはじめ観光関係団体では、テレビ番組などの聖地巡礼企画に注力しています。このことから、今後、同氏の資料を収集し、誘客コンテンツとしての利用を関係機関とともに検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

齋藤議員。

○7番（ 齋 藤　 則 子 ）

大変うれしいご答弁でございまして、ぜひ紹介コーナーの設置を検討しているところであれば、大いに進めていただきたいと思います。

当時の郷土館の芳名録に、レヴィ＝ストロース夫妻の署名が残されていますから、それも紹介コーナーに展示すればよいと思います。ただ50年前のことですから、その芳名録の所在が気になるところではございますけれども、もし廃棄していなければあると思います。

それから、聖地巡礼企画など全国版のメディアに発信して、今度は小泉八雲のばけばけ企画のように遅れをとらないよう、町内あげて積極的に進めていただきたいと思います。

以上です。私の質問を終わります。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、齋藤則子議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

これで､本日の議事日程は全て終了いたしました｡9月16日は定刻より質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 散 会 宣 告 　１６時５７分 ）

以 下 余 白